
第3次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

令和4年度 年次報告書

～認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里～

丹 波 市

目 次

第3次丹波市男女共同参画計画 令和4年度年次報告書について	1
第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況	2
1 施策の体系	2
2 基本目標ごとの評価まとめ	3
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	3
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	7
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	11
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	13
3 数値目標の実績値一覧	18
4 第3次計画 自己評価のまとめ	20
【参考】第4次丹波市男女共同参画計画の数値目標	21
第2部 施策の実施状況	22
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	23
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	27
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	34
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	39
第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況	48
第4部 審議会からの意見	49

第3次丹波市男女共同参画計画 令和4年度年次報告書について

1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第3次丹波市男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

2 本報告書の構成

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第3次計画においては、基本理念「認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里」のもと、4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目ごとに様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和4年度の主な推進状況を、4つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

【基礎データ】 主な推進状況の推移をグラフ等で示した。

【数値目標】 本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標の実績をまとめた。なお、令和4年度は、第3次計画の最終年であることから目標値の達成状況を以下の考え方により示している。

◎…目標値に達した ○…目標値に達していないが、計画開始時と比較して向上
△…計画開始時と同等 ×…計画開始時より低下

【自己評価欄】 基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。

【自己評価の基準】

- A：実施済みで十分に成果を上げている。
- B：実施済みである程度成果を上げている。
- C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。
- D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

【課題と今後の方向性】：令和4年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和4年度実績と成果、評価、今後の方向性を明らかにした。なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和4年度の対応状況について報告するものである。

第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

1 施策の体系

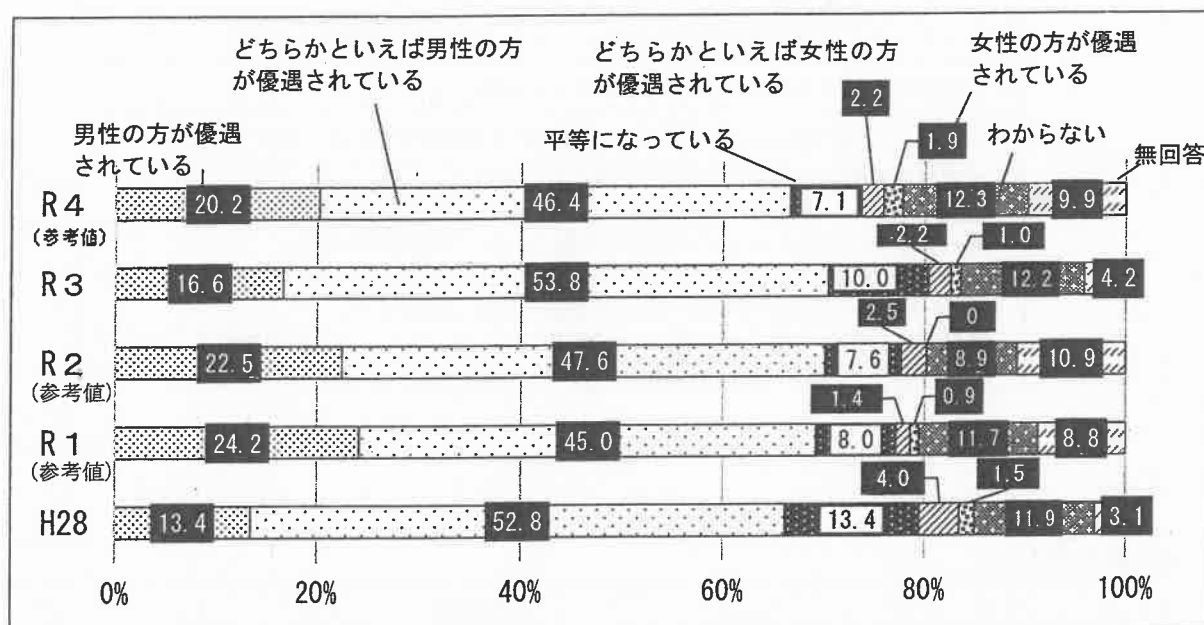
基本目標	基本方針	推進項目
1 男女共同参画社会の実現に向けた基礎づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着 (2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (3) 推進体制の整備	①意識改革のための広報・啓発の推進 ②男女共同参画に関する情報提供の充実 ③固定的性別役割分担意識の解消 ④自治会男女共同参画推進員の活動支援 ①男女共同参画に関する教育の充実 ②多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③教職員に対する研修の充実 ①男女共同参画の実現に向けた条例の制定 ②男女共同参画を推進する拠点施設の整備
2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	(1) 働く場における男女共同参画の推進 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (3) 女性の能力発揮に対する支援 (4) 地域活動等における男女共同参画の推進	①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進 ②農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進 ①審議会等委員への女性の積極的登用 ②市役所管理職への女性職員の登用促進 ③事業所における方針決定過程への女性の参画促進 ①継続就業・再就業・起業に対する支援 ②女性リーダーの育成 ③女性のネットワークづくりへの支援 ①自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり ②男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革 (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	①意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ①育児・介護休業制度の整備と活用の促進 ②多様な働き方に対する支援 ③子育て・介護支援の充実
4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	(1) あらゆる暴力の防止と根絶 (2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備 (3) 生涯にわたる健康づくり支援 (4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	①DV対策の推進 ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 ③児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進 ①高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③各種相談体制の充実 ④性的マイノリティに関する理解の促進 ①男女の心身の健康保持・増進への支援 ②妊娠・出産等に関する支援の充実 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

2 基本目標ごとの評価まとめ

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

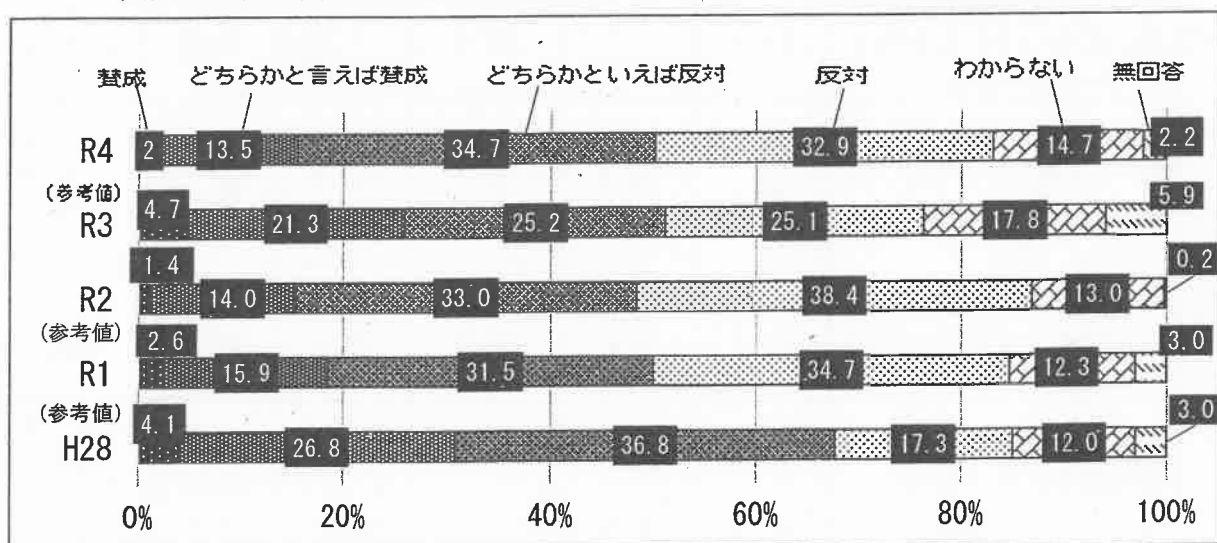
家庭、地域、職場における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体との連携や協働により市が一体となり、男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。

【基礎データ】 男女の地位の平等感：経年比較（参考）



(資料) R1、R2、R4：生涯学習活動に関するアンケート H28、R3：丹波市男女共同参画市民意識調査

固定的な性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」：経年比較（参考）



(資料) R1、R2、R4：生涯学習活動に関するアンケート H28、R3：丹波市男女共同参画市民意識調査

[注意] ・出所資料が異なるため、R1・2・4年度の値は参考値としています。(4頁を参照してください。)

・統計データの割合は端数処理のため、合計が100にならないこともあります。(ほかのグラフも同様)

【注意】R1・2・4年度実績値の「参考値」表記について

R1・2・4年度の実績値を得た調査（生涯学習活動に関するアンケート）は、下記のとおり、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象者の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R1・2・4年度の実績値を「参考値」とする。

R1・2・4市民意識アンケート【財政課取りまとめ】
・住民基本台帳から無作為抽出（20～80歳、1000人）
R1・2・4生涯学習活動に関するアンケート【市民活動課取りまとめ】
・住民基本台帳から無作為抽出（20歳以上、1000人）
H28・R3 丹波市男女共同参画市民意識調査【人権啓発センター取りまとめ】
・住民基本台帳から無作為抽出（18歳以上、1000人）
・抽出にあたり、年代別で人口規模に違いがあることから抽出人数に格差が発生し、集計・分析に必要なサンプル数が十分得られない可能性があった。
・そのため、年齢層ごとに必要な数を得るため、年齢構成上人口の少ない10歳代並びに20～30歳代の抽出率を高めた対象者数を設定し抽出した。
・集計時に、各年代層の人口構成を反映させるため、年代ごとの回収数に応じた補正係数（ウェイト値）を求め、有効回答数に反映させた。

【数値目標】

設定する数値目標	H28 計画策 定時	実績値			R4 目標値	達成状況
		R2	R3	R4		
社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合（％）	13.4	7.6 (参考値)	10.0	7.1 (参考値)	30.0	×
固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合（％）	54.1	71.4 (参考値)	50.3	67.6 (参考値)	60.0	◎
男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合（％）	14.1	6.4	13.0	22.5	30.0	○
学校管理職に占める女性管理職の割合（％）	10.3	13.8	13.8	17.2	22.0 (R7)	○

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

基本方針 評価	R 2				R 3				R 4				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)男女共同参画に 対する意識の定着	4	1	4	0	4	2	3	0	5	4	0	0	9
(2)男女共同参画の 視点に立った学校 教育の推進	0	4	0	0	1	3	0	0	0	4	0	0	4
(3)推進体制の整備	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 例年、男女共同参画週間などの各種週間に合わせた重点的な広報を行っているが、令和4年度は、トライやるウィーク職場体験の中学生やインターンシップの高校生が選んだ図書の展示や、女性の健康週間に関する展示を新たに行った。
- 毎年行っている「男女共同参画講演会」に加え、男女共同参画について様々なテーマを題材に基礎的なことを学ぶ「男女共同参画基礎講座」などを4回開催し、男女共同参画に対する意識啓発を進めた。
- 女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など男女共同参画に関する図書や資料を幅広く揃え、閲覧・貸出した。また、所蔵図書について広報するため「図書コーナーからのお知らせ」を年6回発行した。
- 「男女共同参画センターだより」を年3回発行し、専門家による寄稿文や、相談や講座・セミナー開催のお知らせ、事業実施報告、活動団体紹介などの記事を掲載し、啓発を図った。
- 自治会男女共同参画推進員全員を対象とした研修会を開催し、学習の機会を提供した。また、学習教材の貸出を行い、自治会等での活動を支援した。依頼のあった地域団体と自治会に職員が出向き、男女共同参画について説明をした。
- 管理職登用促進のスクールリーダー研修会を年間2回実施し、女性教職員の管理職試験の受験促進に努めた。管理職選考試験（R5登用）受験者に占める女性の割合は25.0%で昨年度15.8%より9.2ポイント高くなった。
- 令和元年度に制定した丹波男女共同参画推進条例に基づき、令和5年3月に第4次丹波市男女共同参画計画を策定した。

【課題と今後の方向性】

○男女の地位の平等感について、社会全体の中で「平等」であると考えてる割合は7.1%で計画策定時より低下している。66.6%が「男性の方が優遇されている」と考えており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けることがないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。

○固定的な性別役割分担意識について、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が15.5%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が67.6%であり、「反対」の方が52.1ポイント高くなっている。平成28年の54.1%に比べると年々、「反対」の割合が高くなっていることから、継続した意識改革を推進する。

○コロナ禍において人が集まることが制限され男女共同参画推進員の活動も制限されたが計画策定時より活動割合が高くなった。男女共同参画を進めるためには推進員が活動しやすいように具体的な取組を提案し支援する。

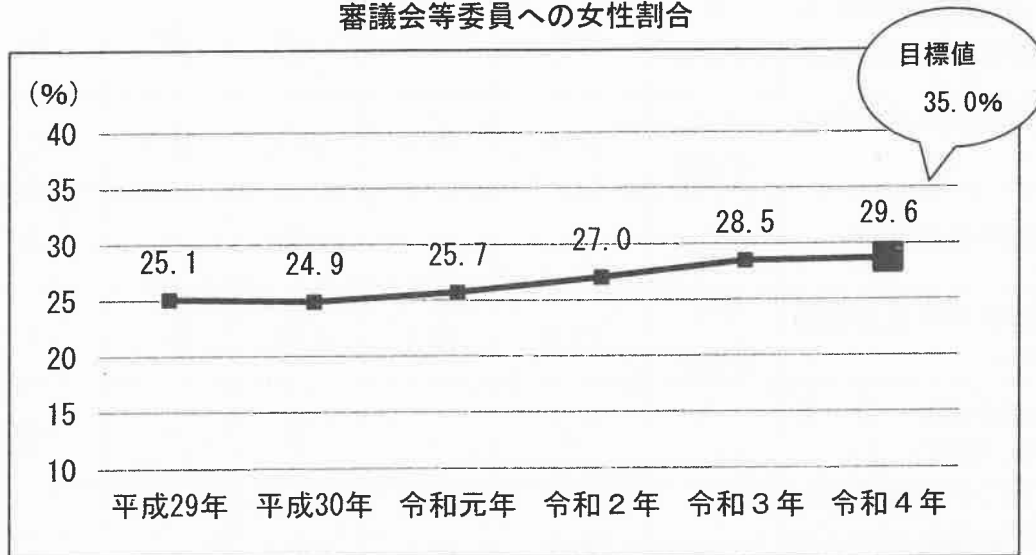
○女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にある。しかしながら、教職員全体の年齢構成から、男女を問わず管理職の受験者数の確保が年々厳しくなっている。すでに管理職として活躍する職員の協力を得ながら計画的な登用を推進していく。

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

すべての市民がその意思に基づき、生き方、働き方を選択し、ライフステージのそれぞれの段階において個性と能力が発揮できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目指します。

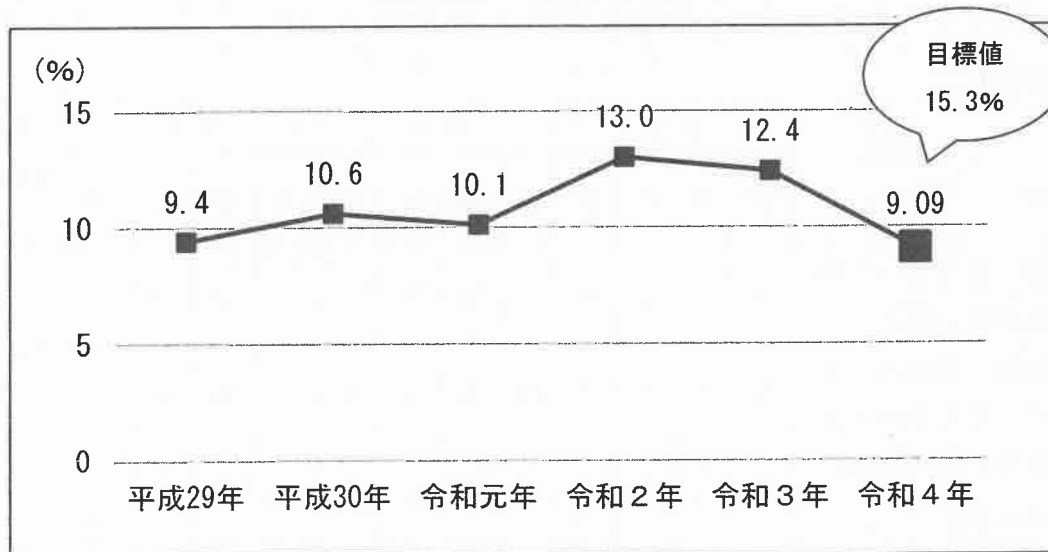
【基礎データ】

審議会等委員への女性割合



(資料) 丹波市人権啓発センター調べ

市役所職員の女性管理職割合



(資料) 丹波市職員課調べ(女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)

【数値目標】

設定する数値目標	H28 計画策 定時	実績値			R 4 目標値	達成状況
		R 2	R 3	R 4		
男女共同参画センターの 名称も機能も知っている 人の割合（％）	—	15.2	22.1	22.9	30.0	○
女性の活躍推進に関する 協定締結結果計数（事業所）	17 (H29)	52	58	—	60	○
審議会等委員の女性割合 （％）	25.1 (H29)	27.0	28.5	29.6	35.0	○
女性農業委員数（人）	1 (H29)	1	1	1	3	△
市役所職員の女性管理職 割合（％）	9.4 (H29)	13.0	12.4	9.09	15.3	×
男女共同参画センター登 録団体数（団体）	—	3	3	3	30	○
自治会などの地域活動の 場で「男女平等」になって いると考える人の割合 （％）	16.7	8.1 (参考値)	19.7	18.0 (参考値)	30.0	○

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 2				R 3				R 4				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) 働く場における男 女共同参画の推進	3	3	2	0	2	4	2	0	3	3	2	0	8
(2) 政策・方針決定過 程への女性の参画促進	0	3	2	2	0	3	2	2	0	6	1	0	7
(3) 女性の能力発揮に 対する支援	3	4	3	1	3	3	4	1	3	4	4	0	11
(4) 地域活動等におけ る男女共同参画の推進	1	6	0	0	3	3	1	0	2	4	1	0	7

【評価】A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 女性活躍推進に取り組む市内中小企業等が行う社内の制度改善、意識改革研修等に要する費用の一部を補助する「両立支援助成金」の制度利用が1社あった。
- 女性農業者をつなぐ組織「丹波根っこの会」では、兵庫農業女子交流会への参加、草刈り安全講習会、SNSを活用した情報発信研修会など、会員相互の交流や女性農業者のスキルアップに取り組んだ。
- 丹波市男女共同参画推進本部会議にて、審議会等を設置又は委員の改選を行う際の事前協議について依頼し、女性委員のいない審議会の解消や審議会等における女性委員の登用割合が35%を下回らないような取組について各担当者と協議を行った。
- 「チャレンジ相談」や「働き方セミナー」を実施し、女性の就業に関する学習機会の提供を行った。
- 市役所の管理・監督職または同職をめざす女性職員が、ともにワーク・ライフ・バランスや実務上の課題を共有し、自身がめざすリーダー像について考えるとともに、さらなるキャリアアップに向け、リーダーとして必要な資質やスキルの向上を図るための研修を実施した。(管理・監督職をめざす女性職員16名が参加)
- 兵庫労働局と締結している雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターを巡回し、子育て中の保護者を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を21回実施し、就業支援に取り組んだ。
- 起業をめざす市民を支援する「Bizステーションたんば」において、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを実施した。
- 様々な分野で活躍する先輩女性の話を聴き、自分のキャリアについて考える「働き方セミナー」を実施し、起業や再就職に関する女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供した。
- 女性のためのサポート事業として、女性同士がゆるやかにつながり、自分らしい生き方や暮らし方を発見するための居場所「つむぎカフェ」を6回開催した。
- 言語の障壁等で生活に支障をきたしている在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳などの生活支援を実施した。また、通訳者つきで日常生活の悩みについて相談できる「外国人のための生活相談会」を行った。
- いきいき百歳体操サポーターや有償ボランティア(くらし応援隊)が増加し社会参加、地域での活躍につながっている。
- 自治会活動に女性が参画している好事例(伊佐口自治会)をセンターだよりに掲載した。

【今後の課題と方向性】

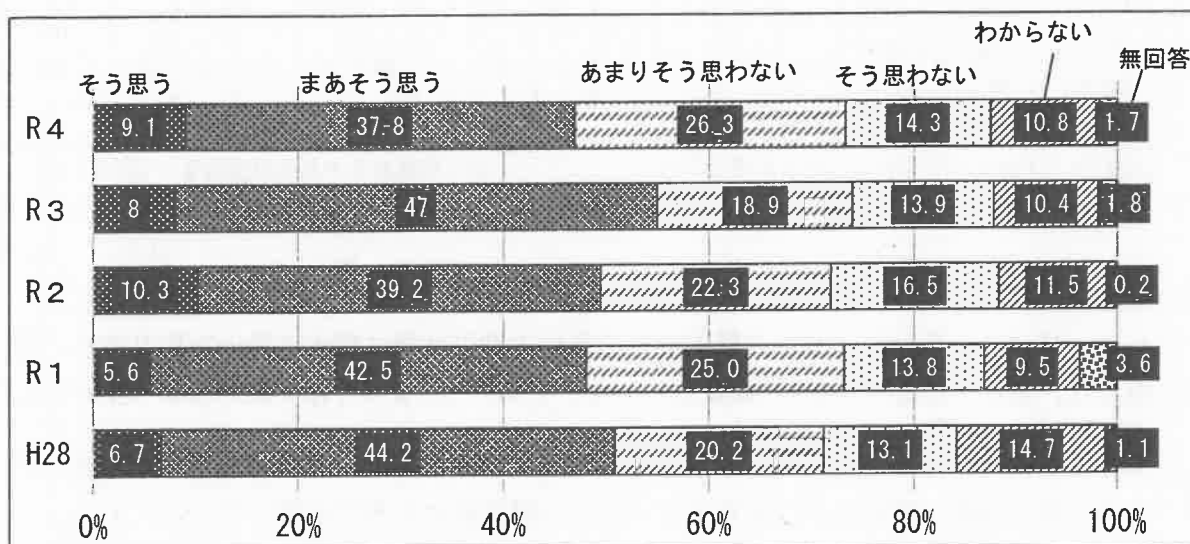
- 男女共同参画センターの認知度は、年々高まっている。あらゆる機会を通じて、センターの周知を行うとともに各種取組を進めながら、センターの役割を浸透させ、市内に男女共同参画の気運を高める。
- 審議会等委員への女性登用について、前年度比 1.1%増となった。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値 35%、女性委員のいない審議会をなくすことを各所管課に促す。
- 農業委員の次回改選時には、女性委員の応募につながるよう、農業委員会の役員や活動状況の広報に努め、女性農業者の参画意欲を高める。
- 長時間勤務は、育児等に携わる職員の職務の機会付与の制約要因になり、結果として、昇任・登用への意欲の阻害要因となっている。勤怠システムを有効に活用し、協業体制の構築、業務改善等を図ることで女性管理職の登用率の向上を図る。
- 地域活動における男女の平等感について、令和4年度は、「平等」と考える割合は 18.0%で、計画策定時より増加している。しかし、自治会長などの役員の就任は男性に比べるとほとんどない。意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう、学習会に取り組む。

基本目標 3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女がともに「働くこと」の価値観を見直し、仕事、家事、育児、介護、地域活動など、職場や家庭、地域でそれぞれの力を発揮できるよう、意識改革と制度整備の両面から取組を進め、仕事と生活の調和が図れる環境づくりを目指します。

【基礎データ】

ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える割合（経年比較）



（資料）市民意識アンケート

【数値目標】

設定する数値目標	H28 計画策 定時	実績値			R 4 目標値	達成状況
		R 2	R 3	R 4		
ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合（％）	14.8	—	20.6	—	40.0	○
ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合（％）	50.9	49.5	55.0	46.9	60.0	X
週労働時間 60 時間以上の労働者の割合（％）	11.1	—	2.6	—	5.0	◎
市役所における男性育児休業取得率（％）	0	1.92	8.20	14.29	10.0	◎
市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合（％）	33.5	40.4	44.5	42.6	55.0	○

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 2				R 3				R 4				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	3	5	1	0	3	6	0	0	3	5	1	0	9
(2)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	10	1	3	0	9	2	3	0	9	3	2	0	14

【評価】A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- ハローワーク柏原から、厚生労働省発行の男性の育児休業に関する冊子を取り寄せ、配布した。また、産後パパ育休の制度について、センターだよりや市広報で広報・啓発した。
- 子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座を実施した。参加者の多くは女性であるが、男性の参加者もあり、子育てサークルの構成員にも男性が増えている。
- 市役所における男性育児休業取得率（14.29%）は、対象者42名中6名が育児休業を取得したことになる。令和4年度の法改正により、取得率が大幅に向上した。育児休業の取得の推進に向け、対象者及び管理職への周知を幅広く実施した。また、男性の配偶者出産休暇の制度浸透に向けた周知に努めた。
- 医療的ケアを必要とする園児の健全育成とその保護者が離職することがないような受け入れ体制を整えた。
- 市内6箇所の子育て学習センターでは、子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。（令和4年度延べ来館者数51,760人）

【今後の課題と方向性】

- 「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は46.9%と、前年度より8.1ポイント低くなった。コロナ禍において働き方や暮らし方が大きく変わり「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識も進んだかと思われたが、定着には至っていないためより一層、意識啓発を図る。
- 子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。

基本目標 4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

DVや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のほか、生涯にわたる心身両面での健康づくりへの支援を行い、男女がともに互いの人権を尊重し、健やかに安心して暮らせる社会づくりを目指します。

【基礎データ】

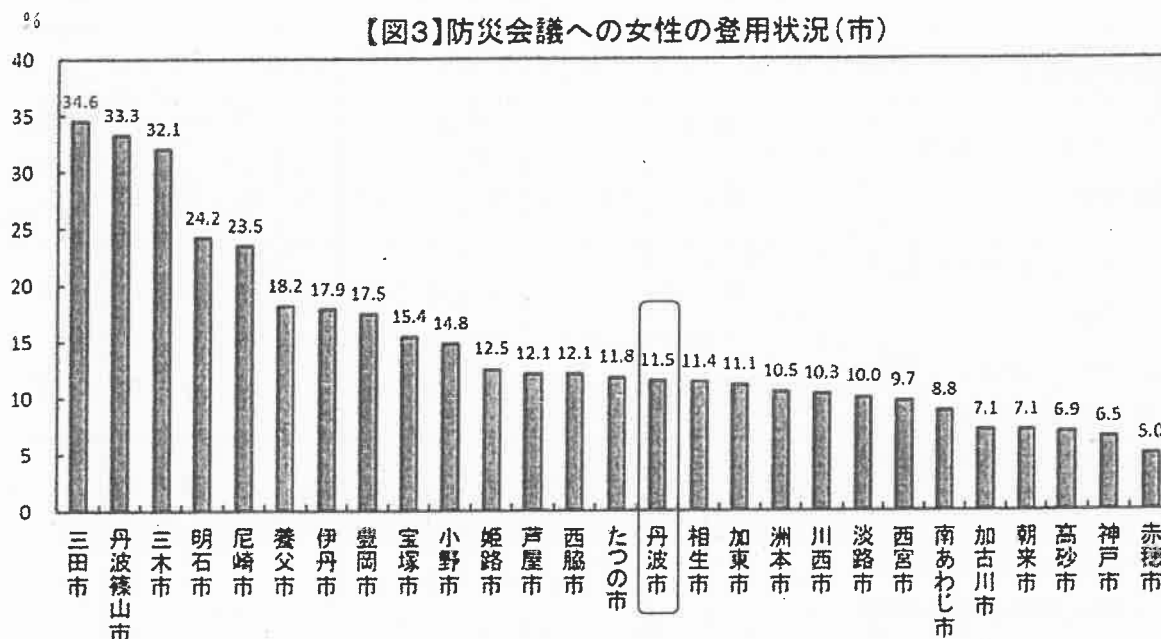
DV相談件数

年度	計画策定時 H28	R 2	R 3	R 4
相談者数	5 人	24 人	23 人	26 人
来所	3 人	3 人	4 人	4 人
電話	2 人	8 人	14 人	15 人
その他	0 人	13 人	5 人	7 人
延相談回数	40 回	95 回	139 回	111 回
訪問	8 回	1 回	8 回	7 回
来所	13 回	17 回	40 回	15 回
電話	17 回	48 回	78 回	69 回
その他	2 回	29 回	13 回	20 回

(資料) 丹波市配偶者暴力相談支援センター調べ

防災会議への女性の登用状況（兵庫県内の市）

【図3】防災会議への女性の登用状況(市)



(資料) 「令和4年度 ひょうごの男女共同参画」より

【数値目標】

設定する数値目標	H28 計画策 定時	実績値			R 4 目標値	達成状況
		R 2	R 3	R 4		
DV被害を受けた人のうち 相談した人の割合 (%)	47.0	—	25.2	39.6 (参考値)	70.0	X
DVを「言葉も内容も知って いる」とする人の割合 (%)	69.2	—	59.0	82.0 (参考値)	80.0	◎
住んでいる地域は生活課題 について、気軽に相談できる 環境が整っていると感じて いる人の割合 (%)	28.9	28.7	35.9	30.9	42.0	○
子宮頸がん検診受診率 (20 ～69 才までを対象) (%)	20.0	9.8	16.9	16.2	50.0 (R 7)	X
乳がん検診受診率 (40～69 才までを対象) (%)	14.4	12.2	20.6	20.0	60.0 (R 7)	○
女性消防団員数 (人)	10 (H29)	11	12	11	15	○

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 2				R 3				R 4				実施担当 課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)あらゆる暴力の防止 と根絶	7	4	0	0	7	4	0	0	7	4	0	0	11
(2)誰もが安心して暮ら せる環境の整備	9	16	0	0	11	14	0	0	11	14	0	0	25
(3)生涯にわたる健康づ くり支援	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
(4)防災・防犯分野におけ る男女共同参画の推進	1	1	3	2	1	0	4	2	1	4	2	0	7

【評価】A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 令和2年度に丹波市配偶者暴力相談支援センターを設置し、婦人相談員が相談に応じている。
- 警察や関係機関と連携を図り、適切に被害者支援を行った。令和4年度は26件の相談のうち、警察との連携が3件であった。また、庁内連携会議を開催し、DV基本計画の進捗状況を確認するとともに、職員を対象とした研修会を開催し、DVに関する知識を深めた。
- 国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」の期間を中心に、DV防止のパネルや図書の企画展示、FMラジオでの啓発番組放送、DV防止啓発講座の開催など、市民や地域等への普及啓発活動を行った。さらに、チラシ作成やセンターだよりで啓発を行った。
- 市内の中学生に対しデートDVについての理解を深める授業を行った。
- FMラジオ放送や啓発冊子の配布などにより、パワーハラスメント防止の啓発を行った。
- 児童虐待防止については、要保護児童対策地域協議会において、情報共有と包括的な支援を行った。また、リーフレットや啓発ミニカードを作成・配布し、相談機関の周知を図るとともに、11月の児童虐待防止推進月間には、FMラジオ放送、ポスター・のぼり旗・懸垂幕の掲示など重点的に啓発活動を行った。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者等困難な立場に置かれている方が安心して暮らせるように、相談体制の充実や各種支援に取り組んだ。
- 講演会の開催やパネル展示のほか、広報紙やFMラジオで性的マイノリティについて理解を深める情報を発信し、市民へ意識啓発を図った。市内中学校や高校においては、性教育授業の中で性的マイノリティについて説明、啓発を行った。
- こころのケア相談の電話相談は、男性からの相談もある。特定検診実施率は、未受診者対策により、昨年度より上がっている。
- 妊娠届出時には、保健師または助産師が面接し、妊娠期から継続した支援が行えるよう担当保健師名を記載した名刺を手渡ししている。
- 女性消防団が火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施している。救急講習会では、消防本部職員とともに講師を務めることもあった。
- 県主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」に丹波市から女性14名、男性12名の参加があった。

【今後の課題と方向性】

- DV被害者が「DVを受けていることに気づき、相談をしてよい」という認識が持てるよう啓発を行うと同時に相談窓口の周知を行う。
- 地域の生活課題が気軽に話し合える場として、社会福祉法人や自治協議会に設置を進めた「よろずおせっかい相談」のあり方について仕組みを検討し、今後の気軽に相談できる環境を整える。
- がん検診受診率の向上に向けては、広報紙やホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。また乳がん検診では、ジャパン・マンモグラフィ・サンデーへの参加で、日曜日に検診を実施し、平日受診できない方を支援する。
- 市内事業所の訪問や広報等で女性消防団員の活動内容等を紹介し、新規団員の確保に努める。



数値目標の実績値一覧

※第3次計画最終年であるため実績値の達成状況を以下のとおり示している。
◎…目標値に達した ○…目標値に達していないが、計画開始時より向上 △…計画開始時と同等 ×…計画開始時より低下

基本目標	No	設定する数値目標	実績値					計画策定の時の値 (H28年度)	達成状況	出所(担当課)	今後の課題と方向性
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度				
1 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	8.0% (参考値)	7.6% (参考値)	10.0%	7.1% (参考値)	30.0%	×	H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) R元・2・4年度値：生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	社会全体の中で「平等」であると考えられる割合は、10%に満たない状況にあり、目標には達成していない。あらゆる機会を通じて、性別による差別的取扱いをうけることがないよう、積極的な意識改革を行う。
	2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	66.0% (参考値)	71.4% (参考値)	50.3%	67.6% (参考値)	60.0%	◎	H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) R元・2・4年度値：市民意識アンケート(人権啓発センター)	「男性は仕事」「女性は家庭」という考え方についての質問に「反対」、「反対」と回答される割合が概ね60%に達していると考えられる。意識の定着に向けた取組を継続する。
	3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	17.4%	6.4%	13.0%	22.5%	30.0%	○		新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの人が集まる学習会が開催できず推進員の活動が低迷することもあり、新しい方法提案することと、推進員の活動が復活し市民への啓発ができた。今後も推進員が活動しやすい方法を提案する。
	4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	12.1%	13.8%	13.8%	17.2%	22.0% (R7年度)	○	兵庫県教育委員会	女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にある。しかしながら、教職員全体の年齢構成から、男女を問わず管理職の受継者の確保が年々厳しくなっている。すでに女性管理職として活躍する職員の協力も得ながら、積極的な登用を推進していく。
	5	男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	—	19.3%	15.2%	22.1%	22.9%	30.0%	○	生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	目標達成には至っていないが、年々認知度が高まっている。今後もあらゆる機会を通じて、男女共同参画センターを周知することと、市内に男女共同参画の気運を高める。
2 あらゆる分野 において男女 がともに活躍 できる社会づくり	6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数(累計)	17事業所 (H29年度)	35事業所	52事業所	58事業所	—	60事業所	○	商工振興課調べ	令和4年度以降、「女性活躍推進」と「仕事と家庭生活の両立」と合わせて支援し、働きやすい労働環境を目指すこととした。そのため、同協定締結を必須要件とする「女性活躍推進設備投資補助金」を令和3年度で終了させ、同協定も発展的終了とした。
	7	審議会等委員の女性割合	25.1% (H29年度)	24.9%	25.7%	28.5%	29.6%	35.0%	○	人権啓発センター調べ	計画策定時より女性委員の登用率が高くなっているが目標達成には至っていない。第4次丹波市男女共同参画計画においても女性委員の登用割合35%、女性委員の登用がない審議会をなくすために、全庁的な取組を進める。
	8	女性農業委員数	1人 (H29年度)	1人	1人	1人	1人	3人	△	農業委員会調べ	次期改選時の女性委員の応募につながるよう、農業委員会の役割や活動状況の広報に努め、女性農業者の参画意欲を高める。
	9	市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29年度)	10.6%	13.0%	12.4%	9.09%	15.3%	×	職員課調べ ※「部長級」「次長級」「課長級」「副課長級」を管理職として算定	女性の登用率の向上には、長時間勤務の是正などの働き方改革と合わせ、性別に関わりない職務の機会付与と適切な評価に基づく登用や男性の家庭生活(家事・育児等)への参加促進が求められるが、特に長時間勤務は、育児等に携わる職員の職務の機会付与の制約要因となっている。導入した勤怠管理システムを有効に活用し、管理職が時間外勤務の必要性や勤務時間を適正に把握・管理し、状況に応じて事務分掌を見直すなど、協業体制の構築、業務改善等を図ることとで登用率の向上を図る。
	10	男女共同参画センター登録団体数	—	1団体	3団体	3団体	3団体	30団体	○	人権啓発センター調べ	男女共同参画に関する自主的な取組をする市民団体が把握できていない。男女共同参画センターを中心に、男女共同参画を核とした活動をする個人や団体をつなぐための取組を進めていく。
11		自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	9.7% (参考値)	8.1% (参考値)	19.7%	18.0% (参考値)	30.0%	○	H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) R元・2・4年度値：生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	計画策定時より「平等」と考える人の割合は増えているが、目標達成には至っていない。地域における男女共同参画についての情報提供や学習会を通じて、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるように進めていく。

基本目標	No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値					達成状況	出所、当課	今後の課題と方向性
				H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉でも内容も知っている人の割合	14.8%	—	—	—	20.6%	—	40.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	計画策定時より認知度は高まっているが、目標達成には至っていない。あらゆる機会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義を啓発する。
	13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	43.7%	48.1%	49.5%	55.0%	46.9%	60.0%	市民意識アンケート（人権啓発センター）	法制度の改正などにより、ワーク・ライフ・バランスが進みつつあるが、目標達成には至っていない。市民それぞれが、自分らしい生き方や働き方を考えることができるような研修会等を開催し、意識づけを行う。
	14	週労働時間60時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	—	2.6%	—	5.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	働き方に関する法制度の改正、コロナ禍による働き方の変化などにより、労働時間が減っていると考えられる。
	15	市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	0%	1.92%	8.20%	14.29%	10.0%	職員課調べ ※令和4年度育児休業取得者6名の休業日数内訳 ・1ヶ月以内2名 ・2ヶ月以内1名 ・3ヶ月以内1名 ・9ヶ月以内1名・11ヶ月1人	令和4年度に法改正があり、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の取得等が可能となり、取得率も大幅に向上した。この男性の育児休業取得促進のための制度を利用する職員がさらに増えるよう、事務事業を見直すほか、周囲の理解を深める研修を開催する等、休みをとりやすい職場環境を構築する。
	16	市の子育て支援施設や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	48.5%	49.6%	40.4%	44.5%	42.6%	55.0%	子育て支援課調べ	子育て支援施設については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育ての両立支援などにも重点を置いていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点を置いていた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。
4 健康やかに安心して暮らす社会づくり	17	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	—	25.2%	39.6% (参考値)	70.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	DV被害者が、「DVを受けていることに気づき、相談をしてよい」という認識が持てるようにDV防止に向けた啓発と相談窓口の周知を行う。
	18	DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	—	59.0%	82.0% (参考値)	80.0%	R4日常生活における男女の人権に関する調査（社会福祉課）	目標の80%を超えているが、DV相談支援センターの役割をさらに周知し、DV防止に向けた啓発を行う。
	19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	28.9%	30.3%	30.6%	28.7%	35.9%	30.9%	42.0%	市民意識アンケート（介護保険課）	目標達成のため、社会福祉法人や各自治協へ「よろずおせつかい相談」の設置をすすめたが、社会福祉法人にはその施設の利用者やその家族からの相談は入るものの近隣住民からの相談はほとんどない状況であった。また、各自治協については、地域住民から相談が入れば、コミュニティ活動推進員等の普及の支えあい活動の範囲で対応することにとどまっていた。 今後は、社会福祉法人や各自治協の「よろずおせつかい相談」の在り方について、生活支援体制整備事業全体の中で見直しを行い、社会福祉法人においては、利用者の相談から地域生活課題を抽出できる仕組みを検討し、自治協においては、自治協自体が地域住民の集う場となり、気軽に地域の生活課題について話が出来る場となるように方向転換し、目標値の達成をめざしていく。
	20	子宮頸がん検診受診率（20～69才までを対象）	20.0%	18.8%	13.9%	9.8%	16.9%	16.2%	50.0% (R7年度)		対象者にダイレクトに受診券を送付。丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。特定健診と併せて受診していただけるよう勧奨案内にがん検診受診勧奨を同時に実施する。
	21	乳がん検診受診率（40～69才までを対象）	14.4%	20.0%	18.8%	12.2%	20.6%	20.0%	60.0% (R7年度)	健康課調べ	対象者にダイレクトに受診券を送付。丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。特定健診と併せて受診していただけるよう勧奨案内にがん検診受診勧奨を同時に実施する。ジャパンマンモグラフィセンターに参加し、日曜日に乳がん検診を実施し、平日受診できない方への対応を実施する。
	22	女性消防団員数	10人 (H29年度)	10人	11人	11人	12人	11人	15人	くらしの安全課調べ	市内事業所の訪問を通じて、女性消防団員の確保に努める。誌等で紹介し、新規女性消防団員の確保に努める。
											※市の他の計画に基づくと、それぞれの計画の目標年度における数値目標を記載している。それぞれの計画の見直しに併せて、数値目標を策定した場合は、策定後の数値目標を記載した。 ※「女性の活躍推進に関する協定経緯事業所数」の計画策定時の値（H29年度）について、計画策定時は「10事業所」と記載していたが、「17事業所」であったことが判明し、訂正している。 ※R1年度・2年度・4年度の実績値のうちの「参考値」の表記は、R1年度・2年度・4年度の実績値を比較する場合は、R1年度・2年度・4年度の実績値を「参考値」としている。（4頁参照）

第3次計画 自己評価のまとめ

基本目標	基本方針	推進項目	施策数	R4担当課数	H30 評価別実施数				R1 評価別実施数				R2 評価別実施数				R3 評価別実施数				R4 評価別実施数			
					A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着	① 意識改革のための広報・啓発の推進	2	2		2			2				2				2				2			
		② 男女共同参画に関する情報提供の充実	1	2		2			1	1			1	1			1	1			2			
		③ 固定的性別役割分担意識の解消	2	2	1		1		1	1			1		1		1	1			1	1		
		④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援（※注1）	2	3		3	4	1			3				3				3			3		
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	① 男女共同参画に関する教育の充実	2	2	1	1			2				2				1	1			2			
		② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1	1		1			1				1				1				1			
		③ 教職員に対する研修の充実	1	1		1			1				1				1				1			
	(3) 推進体制の整備	① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定	2	2	1	1			2				2				2				2			
		② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備	1	1	1				1				1				1				1			
基本目標2 つくりあらしめる分野において男女がともに活躍できる社会	(1) 働く場における男女共同参画の推進	① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	5	6	1	3	1	1	1	3	2		1	3	2		1	3	2		1	3	2	
		② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進	2	2		1		1	1	1			2				1	1			2			
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会等委員への女性の積極的登用	2	3		1		2	1	1	1		1	1	1		1		2		3			
		② 市役所管理職への女性職員の登用促進	2	2		1	1		2				1		1		1	1			2			
		③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進	1	2		1		1	1	1			1	1			1	1			1	1		
	(3) 女性の能力発揮に対する支援	① 継続就業・再就業・起業に対する支援	6	7	3	2	1	1	4	1	2		3	2	2		3	1	3		3	2	2	
		② 女性リーダーの育成	2	3	1		1	1	1	1	1		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
		③ 女性のネットワークづくりへの支援	1	1		1			1				1				1				1			
	(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり	1	2		2			2				2				1	1			1	1		
		② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援	5	5	3	2			1	4			1	4			3	2			2	3		
基本目標3 働く環境づくりと生活の調和を図る	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進	2	4		2		2	4				1	3			1	3			4			
		② 男性の家事・育児・介護への参画促進	3	5	1	2	1	1	1	3	1	2	2	1			2	3			3	1	1	
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進	2	3		1	1	1	1	1	1		1	2			1	2			2	1		
		② 多様な働き方に対する支援	2	2	1			1	1		1		1				1		1		1		1	
		③ 子育て・介護支援の充実	9	9	8	1			9				9				8	1			8	1		
	(3) 生涯にわたる健康づくり支援	① 男女の心身の健康保持・増進への支援	1	1		1			1				1				1				1			
基本目標4 健康やかに安心して暮らせる社会づくり	(1) あらゆる暴力の防止と根絶	① DV対策の推進	6	6	2	4			4	2			4	2			4	2			4	2		
		② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進	1	1		1			1				1				1				1			
		③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進	4	4	2	2			2	2			2	2			2	2			2	2		
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり	7	7	2	5			2	5			1	6			1	6			1	6		
		② ひとり親家庭等への支援の充実	9	9	5	4			6	3			6	3			7	2			6	3		
		③ 各種相談体制の充実（※注2）	6	5	1	3	2		1	4	1		1	4			1	4			1	4		
		④ 性的マイノリティに関する理解の促進	4	4		4			2	2			1	3			2	2			3	1		
	(3) 生涯にわたる健康づくり支援	① 男女の心身の健康保持・増進への支援	1	1		1			1				1				1				1			
		② 妊娠・出産等に関する支援の充実	1	1		1			1				1				1				1			
	(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進	7	7	1	2	3	1	1	3	2	1	1	1	3	2	1		4	2	1	4	2	
			105	117	35	58	16	14	43	55	15	5	44	50	18	5	47	46	19	5	47	57	12	1

【評価】 A：実施済みで十分に成果を上げている。 B：実施済みである程度成果を上げている。
C：実施済みであるが、あまり成果が上っていない。 D：未着手又は実施が困難な状況であった。

※注1：推進項目「自治会男女共同参画推進員の活動支援」の担当課数は、H30年度は「8」であったが、業務集約により、R1年度以降「3」となった。

※注2：推進項目「各種相談体制の充実」の担当課数は、R1年度は「6」であったが、事業廃止により、R2年度から「5」となった。

【参考】第4次丹波市男女共同参画計画の数値目標

令和5年度からは、第4次丹波市男女共同参画計画で設定した数値目標により進捗管理を行う。

基本目標	No	項 目	計画策定時 (R3年度)	R4年度 実績値	目標値 (R9年度)
1 男女共同参画の視点に 立った意識改革と性別役割 分担意識の解消	1	社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	7.1%	30.0%
	2	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	13.0%	22.5%	30.0%
	3	中学校で行われるデートDV防止授業を受けた生徒の数(授業を受けた生徒数/中学3年生の生徒数)	85.0%	64.8%	100%
	4	男女共同参画センターが開催する講座等において理解が深まったと答えた市民の割合	78.0%	76.9%	90.0%
2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	5	職場において男女が平等になっていると考える市民の割合	26.1%	18.3%	44.0%
	6	ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合	55.0%	46.9%	70.0%
	7	審議会等における女性委員の割合	28.5%	29.6%	35.0%
		女性委員を登用していない審議会等の数	15	13	0
	8	市内小中学校の学校管理職に占める女性の割合	13.8%	17.2%	22.0% (令和7年度)
	9	市役所職員の女性管理職の割合	12.4%	9.09%	15.0% (令和6年度)
		市役所職員の女性監督職(係長級)の割合	11.6%	13.73%	15.0 (令和6年度)
	10	男女共同参画センターが開催する女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合	—	14.3%	50.0%
	11	自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合	19.7%	18.0%	37.0%
	12	固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合	50.3%	67.6%	70.0%
3 誰もが安心して暮らすことのできる 地域社会の実現	13	市役所男性職員の育児休業取得率	7.8%	14.29%	20.0% (令和6年度)
	14	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している市民の割合	44.5%	42.6%	60.0% (令和6年度)
	15	DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	82.0%	90.0%
	16	自立していない期間(平均寿命から健康寿命を引いた年数)	1.50年(男) 3.47年(女)	—	1.00年(男) 2.84年(女) (令和6年度)
	17	妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	86.8%	92.5% (令和6年度)
	18	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	35.9%	30.9%	50.0% (令和6年度)
	19	LGBT(性的マイノリティの総称の一つ)を言葉も内容を知っている市民の割合	41.6%	85.5% (参考値)	70.0%
	20	市内自治会における自主防災組織の組織率	81.2%	82.6%	100%

第2部 施策の実施状況

施策の実施状況

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

■基本方針(1) 男女共同参画に対する意識の定着

▲推進項目① 意識改革のための広報・啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R・4年度 取組状況・実績数値	成果	H30	R1	R2	R3	R4	今後の方向性
						評価					
1	あらゆる機会を通じた意識啓発	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	人権啓発センター	・各種週間に合わせ、重点的に広報を行った。 ・男女共同参画週間（6/23－29）トライヤルウィーク職場体験の中学生が選んだ図書の展示 ・女性に対する暴力をなくす運動推進期間（11/12-25）バーブルライトアップ（たんばゆめタウン） ・国際女性デー（3/8）女性の健康週間 ・パネルや図書等の展示 2カ所	様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。	B	A	A	A	A	市民の関心、理解を深めるためあらゆる機会を通じ、啓発を行う。
2	男女共同参画に関する情報紙や広報紙等による啓発	広報紙やホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図るとともに、情報紙を作成します。	人権啓発センター	「男女共同参画センターだより」を年3回（5月・9月・1月）各2,500部発行した。 市広報紙、市ホームページ、市民プラザホームページ、SNS、防災無線、FMラジオを活用し、随時情報を発信した。	情報紙を推進員へ配布したり、関係窓口の配架することにより、多くの人に広報することができた。ラジオやSNSなど幅広い年代へ啓発できた。	B	A	A	A	A	市民の関心、理解を深めるためあらゆる媒体を通じ、啓発を行う。

▲推進項目② 男女共同参画に関する情報提供の充実

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		H30	R 4年度				今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果		R 1	R 2	R 3	R 4	
1	男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・資料の収集、貸出を行うとともに、情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画に関する図書を備え、閲覧・貸出できるよう整えた。また、所蔵図書について広報する「図書コーナーからのお知らせ」を6回発行した。	図書貸出 新規登録者 35人 図書貸出者数 83人	B	A	A	A	A	センターだより発行時に「図書コーナー」からのお知らせを発行し、図書の周知を図る。
				・蔵書数（令和5年3月末）609冊 男女共同参画に関する雑誌・行政資料なども配架した。また、コモレ丹波の森に設置している「丹波市男女共同参画情報コーナー」にもセンターだより等資料を配架し情報提供を行った。	市民に新しい情報を分かち合える機会を提供することが出来た。		B	B	B	B	

▲推進項目③ 固定的性別役割分担意識の解消

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度		R 4 年度					今後の方向性	
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4		
1	男女共同参画講演会や講座等の開催	固定的性別役割分担意識の解消や、しきたり、慣行に対する意識改革を進めるため、男女共同参画講演会や講座等を開催します。	人権啓発センター	講演会の開催 ・男女共同参画講演会：参加者109人 ・男女共同参画講座の開催 ・男女共同参画基礎講座 第1回「SDGs」：参加者7人 第2回「防災」：参加者7人 第3回「女性の健康」 ：参加者15人（うちオンライン1人）	身近なテーマから男女共同参画を考えるという講演会や講座を開催したため、参加者の満足度も高かった。	A	A	A	A	A	あらゆる視点から、男女共同参画の意識づけができるような講座や研修会を開催する。また、市民それぞれのライフステージに応じた学びの場における男女共同参画の視点を取り入れる提案を行います。	
2	地域や職場における男女共同参画についての学習機会の提供	地域や職場における男女共同参画研修会の開催を支援し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	人権啓発センター	・自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対し補助金を交付した。補助金交付団体数：8団体（令和3年度：11団体） ・学習会に職員が出向き、男女共同参画について話をする機会（2件）をったり、外部講師の紹介（1件）を行った。	補助金の交付により地域の自主的な活動を支援することができた。 地域に出向き、直接、固定的性別役割分担意識の解消につなげるための話をすることができた。		C	B	C	B	地域の自発的な学習活動を支援するため、補助金の交付だけでなく、ニーズに応じた資料の提供や講師の紹介、男女共同参画センターの職員が地域に向く、出前講座を実施する。	

▲推進項目④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度		R 4 年度					今後の方向性	
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4		
1	自治会における男女共同参画の取組支援	自治会男女共同参画推進員研修会の内容の充実を図るとともに、活動事例の紹介や情報提供を行います。	人権啓発センター	・推進員の役割や地域での推進方法を説明するとともに、男女共同参画の考え方を理解してもらうための研修会を開催した。 ・男女共同参画推進員研修参加者：143人（2回開催） ・男女共同参画推進員設置自治会279自治会、設置率93.6%、386人 【R3年度：279自治会、設置率93.3%、392人】 ・男女共同参画に関する取組を行った自治会数：67自治会/297、実施率22.5% 【R3年度：26自治会、実施率13%】 ・自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対し補助金を交付するとともに、推進員と自治会長に補助金利用マニュアルやQ&Aを配布し制度の周知に努めた。 ・補助金交付団体数：8団体（令和3年度：11団体）	具体的な活動事例（センターだよりの回覧や配布）を示すことで、コロナ禍においても男女共同参画推進員の活動実績が上がった。	C	C	C	C	B	男女共同参画推進員の活動を支援するため、補助金の交付や活動事例の紹介、情報提供を行う。	
	自治会における男女共同参画の取組支援	自治会が取り組む男女共同参画の啓蒙、学習、活動に対して、補助金を交付するとともに、講師の紹介や学習資料を提供します。	人権啓発センター	・自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対し補助金を交付するとともに、推進員と自治会長に補助金利用マニュアルやQ&Aを配布し制度の周知に努めた。 ・補助金交付団体数：8団体（令和3年度：11団体）	補助金の活用方法と同時に講師の紹介や学習会の内容について助言し、推進員の活動を支援することができた。	C	C	C	C	B	男女共同参画推進員の活動を支援するため、補助金の交付や活動事例の紹介、情報提供を行う。	
			市民活動課（R2より業務集約）	・住民権学習会を開催した164自治会のうち、男女共同参画をテーマとして実施した自治会は2自治会で、約1.2%の実施率であった。 ・住民権学習会への女性の参加数は、男性の半数程度であり昨年度より増えている。 参加者数4,642のうち、男性2,191人、女性1,103人、不明1,348人	住民権学習会のテーマが「ヤングケアラー」であったため、直接的に男女共同参画とは関係のない内容であったが、家事分担等について考える機会にはなっている。	柏原支所 B 水上支所 D 青成支所 D 春日支所 C 山崎支所 C 作馬支所 C					・市が提示したテーマに基づき、人権学習会が計画され、実施される傾向があるため、男女共同参画に関する学習会などの機会に実施されることが多いことから、男性の参加には、全自治会員が参加を上げるためには、全自治会員が参加可能な機会を設けていただくよう働きかけける。	

■基本方針(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

▲推進項目① 男女共同参画に関する教育の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値	成果	評価				今後の方向性	
						H30	R 1	R 2	R 3		R 4
1	道徳教育・人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力を発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課	「特別の教科 道徳」の時間に、兵庫版道徳副読本を小中学校22校（51教材）、中学校7校（19教材）で活用し、互いを認め合い、一人ひとりの個性を尊重する気持ちを養う教育の推進を図った。	授業中はもろちんこのこを、授業後の振り返りを充実させることで、男女関係なく相手の立場に立つて考え、お互いを認め合うことの大切さについて考える機会となった。	B	B	B	B	B	男女の違いに関わらず、お互いに協力し、認め合い、ともに伸びていくという態度を育成する。生活している中で、感性の素について敏感に感じ取れる感性を養い、男女共同参画の視点に立った授業づくりを推進する。
2	男女共同参画の視点に立った学校運営	性別にかかわらず、幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課	管理職登用促進のスクーラーリーダー研修会を、年間2回実施した。管理職選考試験（R5登用）受験者に占める女性の割合：25.0%（前回：15.8%） 次期管理職をめざす主幹教諭選考（R4登用）試験受験者の女性の割合：44.4%（前回：66.7%）	女性管理職の数は横ばいである。 受験者は毎年度一定数確保できている状況になっている。	A	B	B	A	B	丹波市における女性管理職の割合に目立った増減はない。ただし、年齢構成等から管理職登用試験の受験者数の確保が難しい中においても、一定数女性性の受験を確保できている。引き続き、女性の積極的な管理職登用に力けた育成を推進する。

▲推進項目② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値		成果	今後の方向性				
				H30	R1		R2	R3	R4	評価	
1	自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を實現するキャリア教育の推進	道徳、トライやる・ウィーク、進路指導の中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育を推進します。	学校教育課	トライやる・ウィークは、コロナ禍のため昨年度同様に3日間の事業所での体験活動と2日間の学校独自の体験活動の実施した。事業所については、生徒のニーズに合わせて、新たに開拓するなどし、自由に選択することができるよう工夫することができた。	トライやる・ウィークでは、コロナ禍での活動ではあったが、多くの事業所の協力もあり、体験活動の機会もあつた。自らの適性を考え、自身の将来を導く進路選択を考えた。自らの適性を考え参加したオープンハイスクール等からの情報から進路選択をすることができた。	B	B	B	B	B	進路選択に際しては、トライやる・ウィークにおいて自らの適性を考える、個性と能力に応じた体験活動となるようにニーズに応じた事業所開拓を積極的に行う。また、自らの適性に合った進路選択ができるように高校説明会やオープンスクールを通じて、適切な情報を提供する。

▲推進項目③ 教職員に対する研修の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値		成果	今後の方向性				
				H30	評価		R 1	R 2	R 3	R 4	
1	教職員研修等の充実	共生社会の実現に向けて、人権課題をテーマにした研修を行い、指導に役立つ知見を得る機会とします。また、教職員の働き方改革を進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課	同和教職実践者を講師及びグループ協議アドバイザーとした人権教職研修会を実施し、教職3年以上の若手教職員を中心に57名の参加があった。 教職員の働き方改革に伴う見直しについては、前例にとらわれず、各校で行事や事業の実施について検討し、男女を問わず、それぞれの視点から意見集約を行い、行事・事業の精選に繋がった。		参加者全員が「今後の教育活動にいかせたい情報を得ることができた。」と回答した。 体育祭や文化祭、音楽会等の行事において、開催期間や内容を見直すことで業務改善につなげた。	B	B	B	B	B

■基本方針 (3) 推進体制の整備

▲推進項目① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度				今後の方向性			
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	評価
1	男女共同参画を推進するための条例の制定	男女共同参画社会づくりの推進に向けた市の姿勢を示し、市民、事業者、団体、行政の協働による男女共同参画を推進するための条例を制定します。	人権啓発センター	第3次計画期間中の平成31年に条例を制定することができた。研修会や講演会等を開催する時に資料に条例の基本理念を記載し市民への周知を図った。 第4次丹波市男女共同参画計画の策定にあたり、条例の基本理念を明記した。	条例についての周知を行うことができた。	A	A	A	A	A	今後、条例に基づき男女共同参画を推進する。条例の周知に努める。
2	男女共同参画を推進する庁内推進体制の整備	丹波市男女共同参画推進本部会議を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組みます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を公表します。	人権啓発センター	丹波市男女共同参画推進本部会議(7月)と幹事会(6月)を開催した。各課との連携により、年次報告書を作成し公表した。	第3次丹波市男女共同参画計画の推進と次期計画に関する方向性を共有し、具体的な施策取組を上げることができた。	B	A	A	A	A	第4次丹波市男女共同参画計画の推進にあたっては、丹波市男女共同参画推進本部において、連携を促す。

▲推進項目② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度				今後の方向性			
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	評価
1	男女共同参画を推進する拠点施設の整備と利用促進	男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点となる男女共同参画センターを整備し、相談や情報提供、交流などにより、男女共同参画の具体的な取組を進めます。	人権啓発センター	令和元年10月に男女共同参画センターを開設し、3年を迎えることができた。年間通して研修会や各種相談を実施した。また、あらゆる機会に、男女共同参画センターの周知を行った。 センターの認知度 R 2 : 15.2% R 3 : 22.1% R 4 : 22.9%	男女共同参画センターの来所者数が増加している。(R3は新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小した) 来所者数(電話) : R 2 : 543人 (204件) R 3 : 273人 (155件) R 4 : 672人 (420件)	A	A	A	A	A	第3次計画期間中である、令和元年10月22日に男女共同参画センターを開設することができた。今後は、男女共同参画センターを中心に様々な事業を展開し男女共同参画社会をめざす。

施策の実施状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

■基本方針(1) 働く場における男女共同参画の推進

▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R4年度		評価					今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	H30	R1	R2	R3	R4	
1	雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやホームページで随時情報を発信するとともに、県人権啓発協会発行の冊子「さすな」を市内250事業所へ送付した。また、市民プラザ内にハローワーク柏原の専用ラックを設け求人情報などの提供を行った。	労働者及び事業所へ情報提供を行うことができた。	D	C	C	C	C	商工振興課との連携により、啓発を行う。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が高きやすい職場づくりの創出に向けて市広報やホームページなどで周知活動を行った。	事業者の意識向上につながった。	B	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	入札参加資格者審査における「男女共同参画」加算制度の導入検討	建設工事入札参加資格者審査の主観数値に係る項目に「男女共同参画の推進」を設け、男女共同参画を進める事業所を支援します。	入札検査室	丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領において「男女共同参画社会づくり制度」の規定を設けて、一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請時に主観的事項の数値を格付等級に反映させている。	入札等参加資格審査申請の際に、制度に取り組んだ事業者の主観点数を加算することにより、男女共同参画への推進を図った。令和3～4年度の実績として、115件の事業所の取組があった。	B	B	B	B	B	令和5～6年度一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請においても、引き続き制度の周知徹底を行い、男女共同参加の推進を図る。
			商工振興課	1社の「女性活躍推進のための両立支援助成金」の制度活用があった。	国の両立支援助成金の活用が増加しており、同助成金の上乗せ助成である市の制度活用も増加している。	B	B	B	B	B	育児休暇、介護休暇取得時に給付される国の両立支援助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の活躍推進に加え、仕事と家庭生活の両立を支援し、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は、令和3年度で発展的に終了となった。
3	女性の職業生活における活躍支援	女性の職業生活における活躍の推進に関する協定締結事業所が行う販促促進、事業規模拡大、従業員の福利厚生に寄与する設備投資に係る経費の一部を補助します。	商工振興課	1社の制度活用があった。	僅かながらも制度を活用する事業所が増加している。	C	C	C	C	C	今後更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。
			商工振興課	市内事業所における従業員の雇用安定の支援は、以下のとおり活用があった。 女性従業員対象教育訓練受講者数：70人 従業員対象教育訓練受講者数：457人 社内研修：13事業所	人材確保が困難になってきている現在、従業員のスキルアップやモチベーションの維持は重要であり、有効に活用されている。	A	A	A	A	A	引き続き市内事業所の人材確保、育成の一環として同制度の活用推進を図る。

▲推進項目② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		H30					今後の方向性	
				取組状況・実績数値	成果	R 1	R 2	R 3	R 4			
1	女性が働きやすい環境づくりの推進	農林業や商工業等の自営業に携わる女性がその能力を発揮することができるよう、働きやすい環境づくりを支援します。	人権啓発センター	起業や継続雇用など働き方について相談する「チャレンジ相談」を開催した(8/13、12/1、2/17)各回3人定員 参加者数：7人	相談を受けた7人のうち6人が満足したと答えている。	D	B	A	A	A	専門の相談員による相談であるため、継続して開催する。	
2	女性農業者等の活動支援	丹波市農村女性組織連絡会等と連携し、若手女性農業者や新規就農者に対する情報交換会等を行い、経営への参画促進や女性農業者の育成など女性農業者の活動を支援します。	農林振興課	女性農業者を繋ぐ組織「丹波 根っここの会」の活動を通じて、会員相互や他市の女性農業者組織との交流、女性農業者のスキルアップに取り組んだ。 兵庫農業者女子交流会への参加 直刈り安全講習会 SNSを活用した情報発信研修会 農業委員会活動及び農地法等の研修会など	今年度もコロナウイルスの影響を受け、定例会の開催が減少したが、SNSを通じて会員相互の繋がりや研修会の実施など活動の定着が図れてきた。	B	A	A	B	A	女性農業者組織が安定的に活動できるように支援し、「農」をキーワードに多様な女性農業者の育成を図り、農業を次世代に繋ぐ取組を推進する。	
基本方針(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進												

■基本方針(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

▲推進項目① 審議会等委員への女性の積極的登用

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		今後の方向性					
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	評価
1	審議会等委員への女性登用の促進	審議会等の委員への女性登用を積極的に推進するとともに、女性委員のいない審議会等を解消し、2022年度までに女性委員の登用率を35%にします。	人権啓発センター	「丹波市審議会等の委員への女性登用推進要領」に基づき女性の登用を推進した。 登用率：H30 24.9% R 1 25.7% R 2 27.0% R 3 28.5% R 4 29.6% 女性委員のいない審議会等 H30 17機関（全体 74機関） R 1 20機関（全体 88機関） R 2 20機関（全体 84機関） R 3 15機関（全体 73機関） R 4 14機関（全体 74機関）	委員への女性登用推進制度について、丹波市男女共同参画推進本部会議で依頼するとともに、制度資料を全庁送付した。登用率は1.1%上昇した。	B	B	B	B	B	引き続き、全庁的に目標値および女性委員の登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、女性委員のいない審議会の解消と、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
2	農業委員会委員への女性登用の促進	地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農林振興課	農業委員会任期：R2年7月～R5年6月（3年間） 委員24名中、女性委員1名	任期期間であり状況変化なし	D	C	C	D	B	次期改選時の女性委員の応募につながるよう、農業委員会への役割や女性委員の活動状況の広報に努め、女性農業者の参画意欲を高める。
			農業委員会事務局	農業委員会任期：R2年7月～R5年6月（3年間） 委員24名中、女性委員1名	任期期間であり状況変化なし	D	D	D	D	B	次期改選時の女性委員の応募につながるよう、農業委員会への役割や女性委員の活動状況の広報に努め、女性農業者の参画意欲を高める。

▲推進項目② 市役所管理職への女性職員の登用促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度		今後の方向性						
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4		
1	「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるような配慮し、管理職昇任試験への積極的なチャレンジを促し、2022年度までに女性管理職の登用率15.3%を目指す。また、昇任への不安を私試するため、昇任した管理職への指導、助言体制を確立します。	職員課	PC画面ロックシステムの運用による深夜勤務の制限の実施、水曜日ノー残業デーの推進、年休取得の推進、テレワーク（在宅勤務）の試行により、ワーク・ライフ・バランスの促進を継続的に実施し、男女を通じた働き方に対する意識改革を図った。	女性管理職登用率 9.09% 女性監督職登用率 13.73%		C	B	B	C	B	
2	女性職員の能力発揮と意識向上への支援	女性リーダー研修等への派遣や「たんば職員チャレンジプログラム」等の実施により、女性の能力発揮と意識向上を促進します。	職員課	管理・監督職又は同職を目指す女性職員が、ともにワーク・ライフ・バランスや実務上の課題を共有し、自身が目指すリーダー像について考え、自身に、更なるキャリアアップに向け、リーダーとして必要な資質やスキルの向上を図るため研修を実施した。	兵庫県主催「キャリア形成研修～女性リーダーのために～」への派遣や管理職1名を派遣。 市主催「女性ステップアップ研修」に管理・監督職を目指す女性職員16名が参加。		B	B	D	B	B	

▲推進項目③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度		今後の方向性					
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
1	関係団体と連携した啓発の充 実。	商工会やハローワークなど関係機関と連 携し、事業所に対して男女共同参画に関 する情報提供や女性登用の先進事例の紹 介を行います。	人権啓発セ ンター	図書・情報コーナーやウェブサイトで随時 情報を発信するとともに、センター「きず な」を市内250事業所へ送付し、雇用・労 働を中心に、様々なテーマの情報を周知し た。	労働者および事業所へ情 報提供することができた が、事業所向きの情報は 少なかった。	D	C	C	C	C	
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働 きやすい職場づくりの創出に向けて、関係 団体の広報媒体など、あらゆる機会を利用 して周知を図った。	事業者への意識の向上に つながった。	B	B	B	B	B	

■基本方針(3) 女性の能力発揮に対する支援

▲推進項目① 継続就業・再就業・起業に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値・ 図書・情報コーナーやウェブサイトで随時 情報を発信するともに、兵庫県人権啓発 協会発行の冊子「きずな」を市内250事業 所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々な テーマに関する情報を周知した。また、施設内に ハローワーク相原による専用ラックを設 け、情報提供を行った。	R 4年度 成果 労働者および事業所へ情 報提供することができ た。	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
1	継続就業を可能とする支援の充 実	商工会やハローワークなど関係機関と 連携し、柔軟な働き方や休暇が取得し やすい職場環境の創出を支援します。	人権啓発セ ンター	商工会やハローワークと連携し、女性が働 きやすい職場づくりの創出に向けて市広報 紙やホームページなどで周知活動を行っ た。			C	C	C	C	多様で柔軟な働き方を導入している事業 所の取組紹介などの情報提供を行う。ま た、子育て中の女性等を対象に在宅ワー クや起業等に関するセミナーを開催す る。
		女性の職業生活における活躍の推進に取 り組む市内中小企業者等が行う社内での制 度改善業務、意識改革研修等に要する経 費の一部を補助します。【再掲】	商工振興課		1社の「女性活躍推進のための面立支援助 成金」の制度活用があった。	C	C	C	C	C	啓発活動は、継続していくことが大切で あり、今後もあらゆる媒体・機会を活用 して啓発に取り組む。
2	女性の就業に関する学習機会の 提供	女性の就業支援のノウハウや人脈等を有 する民間団体との連携などにより、継続 就業、再就業、起業等に必要知識や技 能を修得するためのセミナーを開催しま す。	人権啓発セ ンター	再就職や起業、地域活動など新たに何かに チャレンジしようとする女性の悩み相談会 「チャレンジ相談」を3回実施、「働き方サ セミナー」を2回実施した。(働き方セミ ナー1回とチャレンジ相談は兵庫県立男女 共同参画センターと連携) ・チャレンジ相談(8/13、12/1、2/17) ・働き方サセミナー(10/15、2/26) 10/15 参加者7名 2/26 参加者4名	アンケート結果から高い 満足度が得られた。起業 や再就職、就業継続を目 指す女性の不安解消やラ イフキャリアアを考える機 会を提供することができ た。	A	A	A	A	A	再就職や継続就業など、ライフプランに 応じた働き方ができるよう、学習の機会 を提供する。
3	福祉分野における女性有資格者 の活躍支援	出産、子育て、介護等家庭の事情により 離職中の女性有資格者を応援するため、 女性有資格者福祉人材バンクが就職支援 を行います。また、女性有資格者福祉人 材バンクを通じて就職が決定した時に、 就労準備のため費用を補助します。	社会福祉課	令和3年度末をもって女性有資格者福祉人 材支援補助金は廃止したが、福祉人材確保 支援(0・1ターナー等若年女性有資格者への福 祉分野における支援を行った。 補助実績 27件/1,703,900円(うち女性 21名)	補助対象者の見直しを 行ったことにより、女性 有資格者の就業支援に繋 がった。	B	A	B	C	B	女性有資格者福祉人材支援補助金は廃止 したが、福祉人材確保支援(0・1ターナ ー等若年女性有資格者)補助金において、引 き続き女性有資格者への福祉分野におけ る支援を行う。
4	就職を希望する女性への情報提 供と就業支援	丹(まごころ)ワークサポートたんばにお いて、あらゆる就職希望者に対し相談や セミナー、情報提供など、ワンストップ サービスで支援します。	商工振興課	平成30年度に兵庫県労働局と締結した雇用対 策協定を基に、ハローワーク職員が子育て 学習センターに出向き、子育て中の女性男 性を対象とした就職相談会「ハローワーキ ング」を21回(各地域)実施した。	30～40代の23名の利用が あった。	A	A	A	A	A	子育て学習センターを利用しながら復職 に向けた相談ができることから利用しや すい場になってきている。しかし、子育て学 習センターを利用しない市民もいるた め、認定ことも園でハローワーキングが 開催できないか検討する。
5	起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する女性に対して、店舗改装 や設備等の初期投資費用の一部を補助し ます。また、起業家支援窓口「たんば チャレンジカフェ」において、起業や第 二創業に向けたセミナーの開催、専門家 による相談、アドバイスの実施や起業後 のフォローアップを行います。	商工振興課	Bizステーションたんばを活用した起業者 28件のうち、新規起業支援事業を活用し た起業家：5件 Bizステーションたんば相談件数(創業 分)：延べ382件	市内で起業をめざす者に とって、有用な機能に なっている。	A	A	A	A	A	引き続き市内で起業をめざす者へのフォ ローアップ体制を強化し取組を進める。

▲推進項目② 女性リーダーの育成

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		R 4年度				今後の方向性	
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3		R 4
1	女性リーダー育成のための学習 機会の充実	女性リーダー育成のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、セミナーの開催やロールモデルの紹介など学習機会を提供し、女性リーダーの育成に取り組めます。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を3回実施、「働き方セミナー」を2回実施した。(働き方セミナー1回を除き、いずれも兵庫県立男女共同参画センターと連携) ・チャレンジ相談 参加者7名 ・働き方セミナー 参加者18名	アンケート結果から高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等をめざす女性の不安を解消する機会を提供できた。	C	B	B	B	B	女性リーダー育成のためのセミナー等を開催する。様々な分野で活動する女性のネットワークづくりを行う。
2	女性の人材情報の収集と提供	様々な分野で活躍している女性の情報を収集し、女性人材バンクの整備を進めます。	市民活動課	令和元年度に、男女共同参画センターを市民プラザに設置したことにより、市民活動課として女性のみを対象としたリーダー育成事業は実施していない。	女性の人材バンクの整備はできていない。	A	D	D	D	D	女性の人材バンクの整備という形でなく、様々な分野で活動する女性のネットワークを築く。

▲推進項目③ 女性のネットワークづくりへの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度				今後の方向性
				取組状況・実績数値		評価		
1	女性のネットワークづくりの推進	様々な分野で活躍している女性や女性団体、グループのネットワークづくりの機会となるフォーラム等を開催します。	人権啓発センター	成果		評価		あらゆる女性を支援するため、より多くの人が繋がれる方法で女性を支援する。
				すでに活動している女性のネットワークではなく、これから活動を始め女性のネットワークができた。	女性同士がゆるやかにつながり、自分らしい生き方や暮らし方を発見するための居場所「つむぎカフェ」を開催した。 年6回開催 参加者数延べ31名	B	B	

■基本方針(4) 地域活動等における男女共同参画の推進

▲推進項目① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値				H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
		自治会連合会等に対して、女性登用に 働きかけと情報提供を行います。	人権啓発セ ンター	「男女共同参画センターだより」において 市内の取組事例(伊佐口自治会)を紹介し た。				B	B	B	B	B	地域における意思決定、方針決定を行う 過程への女性の参画を促す。
1	自治会・自治協議会等における 女性役員の登用推進		市民活動課	女性役員の登用実績 自治会(298)のうち、女性役員 会長1人、副会長18人 ※自治協議会は理事制や部会制など地域に よって組織体系が異なるため数値化してい ない。				B	B	B	C	C	住民ワークショップなどを通じて、多様 な主体が参画することの効用や必要性に 気づいてもらう取り組みを行う。

▲推進項目② 男女が共に活躍する元氣な地域づくりの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値				H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
		丹波市国際交流協会と連携し、在住外国 人が日常生活で抱えている課題の解決に 取り組み、在住外国人が地域社会へ参画 しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発セ ンター	言語の障壁等で生活等に支障をきたしてい る市内在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳 を行い、生活支援を行った。 ・利用者8名 また、日常生活における悩みについて通訳 者つきで相談することができ「外国人の ための生活相談会」を行った。 ・利用者2名				A	B	B	B	B	丹波市国際交流協会と連携し、在住外国 人が日常生活で抱えている課題の解決に 取り組み、地域社会に参画しやすい環境 づくりを進める。
2	市民活動への参画促進	地域の課題解決に向けた取組や地域の活 性化につながる取組に対する相談会を開 催します。	市民活動課	市民プラザの開設に伴い、常時相談でき る体制を整ったため、相談会は開催してい ない。 ・市民活動や地域づくりに関する相談件数 年間 837件(1日平均 2.28件) 課題解決に取組む地域を個別に支援する地 域の未来デザインプロジェクト(通称:ミ ライン)をスタートした。 ・課題解決に取り組む地域 4地域				B	B	B	A	A	性別や年齢、役職に関わらず多様な主体 が参画できるよう、住民アンケートや ワークショップなどを通じ、積極的な参 画を促す取組を進める。
3	市民活動の拠点となる施設の設 置と利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の 拠点となる市民活動支援センター(仮 称)を開設し、市民の参画によるまちづ くりを進めます。	市民活動課	丹波市民による中間支援組織を設立し、今 和4年度からはその中間支援組織による運 営とした。 ・市民プラザが年間来館者数 11,747人(1 日平均 38.39人)				A	A	A	A	A	市民一人ひとりの個性や多様性が尊重さ れ、多様な主体が協働する取組を総合的 に進める。

(▲)推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援)の続き

施策・取組	内 容	担当課	取組状況・実績数値	R 4年度	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
誰もが集う身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課	地域の生涯学習や地域づくり活動の拠点となる自治公民館、地域づくり活動拠点施設を整備することにより、多様な主体が地域づくり活動に参画する機会を促す。 ・自治公民館等整備補助実績 4件 新築 0件 大規模改修 4件 ・地域づくり活動拠点整備補助実績 2件 大規模改修 2件		大規模修繕に係る補助を行い、自治会や自治協議会の活動の活性化や生涯学習の振興に寄与した。	B	B	B	A	B	令和4年度から令和6年度の3年間の時間枠として、子育て世代の自治会参画を目的とした公園遊具や備品購入に係る補助金を創設し、多様な主体が参画する自治会活動の拠点施設は行政財産の払い下げなど古い建物が多いが、継承時の補助額が少ないことから、施設の長寿命化や継承え時の補助を見直す必要がある。
高齢者の自立、生きがいづくりの推進	いきいき百歳体操の推進、いきいき百歳体操サポーターポイント制度の実施、また、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、掃除、調理、買物などの生活援助を行う有償ボランティア(くらし応援隊)を養成します。生活支援の担い手を増やすとともに、高齢者自身の介護予防を図ります。また、地域社会への貢献を通じて、高齢者自身の役割、生きがいづくりを推進します。	介護保険課	いきいき百歳体操サポーター ・令和4年度いきいき百歳体操サポーター(4回コース)受講者7名。うち登録サポーターとして活動している人は7名。全体の登録サポーター61名。うちサポーターポイント制度申請者49名。 ・参加者による主体的な運営及び活動継続のためのサポートが主な役割。 ・いきいき百歳体操182団体で実施(令和4年度末現在) くらし応援隊 ・養成講座1コース(4回シリーズ)開催。受講者36名、うち登録者9名。令和5年3月時点の全登録者は59名。丹波市社会福祉協議会地域支えあい推進員による各種団体への受講声かけにより、受講者が増加した。依頼会員47人、協力会員59人、利用回数は1,653件(ともに3月時点)と昨年度よりいすも増加した。また、協力会員の居住地域を越えた活動については交通費100円/回を市より補助し、活動しやすい環境を整えた。	いきいき百歳体操はコロナ禍において令和4年度開始団体が7団体にとどまったもののほとんどの団地で継続実施しており、サポーターの活躍の場となっている。また、登録人数が増加し、参加、地域での活躍につながっている。	B	B	B	B	A	B	いきいき百歳体操新規実施団体数は一時期ほど多くはないが、現在も一定数見られ、全体等でいきいき百歳体操の周知を行い、立上げを働きかけていく。実施団体の活動には専門スタッフによる支援を望む声もあるが、いきいき百歳体操サポーターを活用していく。また、くらし応援隊の養成を進めるとともに、くらし応援隊が活躍する場を確保し、いくついても必要である。登録人数の少ない地域においては、地域及び圏域を越えた調整を図っていく。また、専門職だけでなく地域全体で高齢者を支えることが、高齢者のいきがいづくり、地域づくりになることをさらに周知する必要がある。

施策の実施状況

基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

■基本方針(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた意識改革

▲推進項目① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進

施策・取組 実施 NO	内 容	担当課	R 4 年度		H30	今後の方向性				
			取組状況・実績数値	成果		評価				
1	ワーク・ライフ・バランス推進 に向けた広報・啓発 広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやホームページで随時情報を発信した。 ワーク・ライフ・バランスが上手く取れていると思う市民の割合「市民意識アンケート」より46.9%（令和3年度：55%）	コロナ禍における生活スタイルの変化によりワーク・ライフ・バランスの意識にも変化があったと考えられる。	D	B	A	A	B	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行う。
		商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が進みやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用して周知を図った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	事業主及び労働者への普及啓発 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進による効果について理解を促し、取り組む事業所の拡大に努めます。	人権啓発センター	図書・情報コーナー、ホームページで情報発信するとともに、県人権啓発協会発行の冊子「きずな」と男女共同参画センターだよりを市内250事業所へ送付し情報を周知した。また施設内にハローワーク相原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業者へ情報提供することができた。	D	B	B	B	B	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知する。
		商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が進みやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用した。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
	男性の家事・育児・介護への参画促進のための学習機会の提供										
1		あらゆる世代の男性を対象に、家庭生活に参画することや、子育てや家事や育児、介護に関する学習の機会や情報を提供します。	人権啓発センター 介護保険課 子育て支援課	図書・情報コーナーに男性の家事・育児、介護等について考える蔵書を備えた。相手に自分の気持ちを伝えるためのコミュニケーション講座を開催した。参加者15名また、産後パパ育児についての記事をセンター日より、市広報に掲載した。 介護に関心を持った介護未経験者、在宅介護を行っている介護者に対して、基本的な知識を習得するための介護入門的研修を開催した。受講者8名（うち男性0名） 子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座を実施した。 講座や研修参加者の大半は女性であるが、男性の参加者も見受けられるようになり、子育てサークルの構成員にも男性が増えた。	講座参加者からは、概ね高い満足度が得られた。 既に在宅で介護が必要となっており、将来的に介護の知識を習得が必要と考えている方への在宅支援につながった。 男性の参加は少ない状況にあるが、育児や子育ての意識を高めてもらうことができ、各家庭での子育てへの関わり方について交流できた。	A	A	A	A	A	法制度の改正により、制度は整っているが、実際の家事や育児、介護への参画を円滑にするための、学習の機会や情報提供を行う。
2	男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページなどを活用して、男性の家事や育児、介護への参画促進を図ります。	人権啓発センター	図書・情報コーナーに男性の家事・育児、介護等について考える蔵書を備えた。厚生労働省が発行している家事や育児に関する資料を配布した。 また、産後パパ育児についての記事をセンター日より、市広報に掲載した。	女性職員の育児休業取得率100%（前年度±0ポイント） 男性職員の育児休業取得率14.29%（前年度+6.45ポイント）	D	B	A	A	A	家事、育児、介護の事例を示しながら、誰もが参画できるような情報提供や広報を行う。
3	改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また、「ノー残業デー」の実施と向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課	育児休業の取得の推進に向け、対象者及び管理職への周知を幅広く実施し、また男性の配偶者出産休暇の制度浸透に向けた周知に努めた。							引き続き職員の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境を醸成するため、管理職の理解を深め、対象となる職員への制度利用の声掛けをすすめる。

■基本方針(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備の促進

▲推進項目① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		H30	今後の方向性				
				取組状況・実績数値	成果		R 1	R 2	R 3	R 4	
1	育児・介護休業制度の導入促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーに男性の家事、育児、介護等について考える蔵書を備えた。また、センターだよりに産後パパ育児についての記事を掲載した。	より詳しい冊子を活用し、情報提供を行うことができた。	D	D	C	C	B	育児や介護の制度活用により、ワーク・ライフ・バランスが図れるよう広報を行う。
				厚生労働省が発行している育児に関する冊子をハローワークから取り寄せ、センター内に掲示、配布した。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。	
2	働きやすい職場づくりに取り組む企業の誘致	育児・介護休業制度の整備等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の立地の促進に向けた取組を進めます。	商工振興課	新規企業立地に向けた誘致活動において、女性活躍推進に対する支援制度を紹介した。	特に成果はなかった。	C	C	C	C	C	引き継ぎ、各支援制度紹介を意識し企業誘致活動に努める。

▲推進項目② 多様な働き方に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度				今後の方向性			
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
1	多様な働き方に関する学習機会の提供	子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に必要知識や情報を提供するセミナーを開催します。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトで随時情報を発信した。 女性の生き方やワークスタイル、マネープランについて学ぶ働き方セミナーを3回開催した。参加者数：24人	3回とも参加者の満足度は70%を超えている。	A	A	A	A	A	子育て世代のニーズにあったセミナーや講座を開催する。
2	多様な働き方が選択できる制度の普及	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様な働き方を導入している事業所の取組を紹介するなど情報提供を行います。	人権啓発センター	県が実施しているミモザ企業についてホームページに掲載し周知した。	ミモザ企業に認定された事業所が市内に2社あることが分かった。年度内に市民への周知はできていない。	D	C	C	C	C	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報提供を行う。

▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実

施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
	児童を養育している家庭への生活安定の寄与と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため児童手当を支給します。	社会福祉課	中学校卒業までの児童を養育している方への支援(所得制限あり) 定時払：6月、10月、2月 随時払：転出等 支給対象児童数：81,371名 支給総額：883,525千円	支給対象者への経済的支援を行うことができた。	A	A	A	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
1	子育てに係る経済的負担の軽減	子育て支援課	保育料無償化以前は、5割近くの保育料軽減となっていたが、3歳未満児の保育料の料基準額から概ね3割軽減を維持している。 (軽減額) 69,526,047円 32.4%軽減 多子世帯等の保育料軽減事業 (補助実績) 113世帯 8,507,300円 実費徴収に伴う保護者負担を軽減すべく、対象者を低所得世帯まで拡充した。 (2,500円上限/月) (補助実績) 192世帯 3,008,890円	国の定める保育料基準額から目標の3割以上軽減できてきている。 保育料への負担軽減が実用し、多子世帯への保育料への負担軽減が実用された。また、子ども園等で必要な教材費を購入する費用についても、実費徴収に伴う補給給付事業を活用し、低所得世帯に対し、負担費用を補填することができた。	A	A	A	A	A	国の動向を注視し、他市の状況を参考にしつつ、更なる子育て世帯の負担軽減が図れるように努める。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険課	第8期事業計画に基づき、事業運営を行っているが、福祉人材不足は解消に至っていない。 介護給付の適正化の一環として、住宅改修に係るケアマネジャー、施工業者を対象に研修を行った。また、住宅改修申請者の中から数件ピックアップし工事着工前後に訪問調査を行った。	福祉人材不足は解消に至っておらず、休止や廃止となった事業所もある。 給付の適正化に関しては、研修等を行い、共通認識を持つことで給付の適正化につながりつつある。	B	A	A	B	B	庁舎内で連携をとり、福祉人材確保への取組みを進めていく。 介護サービスに係る給付実績の分析を行い、各事業所へ働きかけを行う。
3	多様な保育サービスの充実	子育て支援課	各園において、延長保育・一時保育・病児保育・特別支援が必要な児童への加配保育の充実等、実施した。 ＜延長保育＞18,230,000円 (短時間)10園1,557回(実296人) (標準時間)10園1,337回(実107人) ＜一時預かり保育＞50,308,000円 (一般型)12園実施 410人利用 (幼保型)1園実施 1009人利用 (余給活用型)1園実施7人利用 ＜病児保育＞ (体調不良時対応型) 認定こども園13園 2,354人利用 (病後児対応型) 1施設 5人利用 49,457,000円 ＜特別支援保育＞ 支援が必要な園児83人 加配保育士数59人(補助金支給ベース) 97,170,000円	コロナ禍ではあったが、感染対策を実施しながら、事業の継続ができた。 また、保護者の多様な保育ニーズに応えることができた。	A	A	A	A	A	保護者の働き方や、子育て世帯の保育ニーズ等を把握しながら、異次元の少子化対策等、国の動向を注視しつつ、時代の変化にあった保育サービスを展開していく必要がある。
	保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、アフタースクール事業を実施します。	子育て支援課	市内22か所において平日は13時～18時、長期休業中等は8時～18時まで開設した。また、延長保育として最長19時まで、長期休業中等は7時30分から8時まで、利用希望があれば開校した。 ・登録児童数 1,105名 ・延利用者数 152,660名	昨年度と比較し、ほぼ同程度の登録児童数である。 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら通常どおり運営した。	A	A	A	A	A	保護者の多様なニーズに応えていくため、指導員の専門的な知識の習得や人材育成を図り、指導員の資質の向上に努める。

(▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実)の続き

施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		成果	H30					今後の方向性
			取組状況・実績数値	評価		R 1	R 2	R 3	R 4		
(3)	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合うためにファミリー・サポーターセンター事業を実施します。	子育て支援課	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者などを会員として、児童の援助を行いたい方と援助を受けたい方との相互援助活動を支援し、子育てと仕事の両立を支援した。 ・依頼会員 132名 ・協力会員 86名 ・両方会員 34名	児童がいて子育て中の保護者などを会員として、児童の援助を行いたい方と援助を受けたい方との相互援助活動を支援し、子育てと仕事の両立を支援した。 ・依頼会員 132名 ・協力会員 86名 ・両方会員 34名	昨年度と比較し、ほぼ同程度の会員登録数である。利用件数は新型コロナウイルスの影響もあり減少した。 ・利用件数 327件	A	A	A	A	制度周知により利用件数は増加傾向にあるが、委託事業者との連携やSNSを活用し会員数の増加に努める。	
	児童を養育している家庭の保護者が疾病などの事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護者の仕事と子育ての両立に向けた多様な柔軟な保育サービスの実施に対する支援を行います。 査・研究を行います。	社会福祉課	子育て家庭ジョイントステイ事業 3家庭4名(延べ19日)の利用があった。	子育て家庭ジョイントステイ事業 3家庭4名(延べ19日)の利用があった。	一時的に養育が困難な保護者に対して、養育の負担の軽減が図れた。	A	A	A	A	委託先である児童養護施設等の入所定員数により緊急時の受け入れが困難になっている。セーフティネットとして事業を継続し、定員の増加等に向けて施設と協議を行っている。	
4	子育てに係る情報提供と相談機能の充実	子育て支援課	令和3年9月の法律の施行により、医療的ケア児の個々の状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援することが求められ、また等しく保護者が仕事をできる環境を整えられ、家族の健康や成長と、安心して医療的ケア児の健やかな成長と、安心して産み育てることができる社会の実現に寄与することを目指すこと。市は自主的かつ主体的に医療的ケア児の家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することにより支援を開始した。 医療的ケア児保育支援事業補助金 3施設 3人 10,792,000円 病後児保育についても、利用者は少なかつたものの、子育て世帯の保護者が、いざという時に預けることができ施設があることにより安心感や、健全な保育環境を補助することにより整えることができた。 1施設 5人利用 4,863,000円	令和3年9月の法律の施行により、医療的ケア児の個々の状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援することが求められ、また等しく保護者が仕事をできる環境を整えられ、家族の健康や成長と、安心して医療的ケア児の健やかな成長と、安心して産み育てることができる社会の実現に寄与することを目指すこと。市は自主的かつ主体的に医療的ケア児の家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することにより支援を開始した。 医療的ケア児保育支援事業補助金 3施設 3人 10,792,000円 病後児保育についても、利用者は少なかつたものの、子育て世帯の保護者が、いざという時に預けることができ施設があることにより安心感や、健全な保育環境を補助することにより整えることができた。 1施設 5人利用 4,863,000円	医療的ケアを必要とする児童の健全な育成と、その保護者が健やかな生活を送ることができるよう、受入れ体制ができた。 また、子ども園等で働く保育士も子育て中であることから、保育士の離職防止や負担軽減を図る施策として、保育体制強化補助金や、保育補助者雇上強化事業補助金の活用ができた。	A	A	A	A	子育て中の保護者が安心して働け、そして預けることができる保育環境を整えていく。多様な保育ニーズに応えるには、保育士不足も課題となっており、保育人材の確保並びに離職防止を備うための施策を展開する必要がある。	
	地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等において、相談業務や情報提供を行う。地域の子どもや子育てに関する情報を提供し、子育ての場を確保することにより、情報提供や相談業務などの利用を促進します。	子育て支援課	市内6センターで子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座等を実施している。令和4年度は延べ51,760人の来館があった。 ・自由来館者数 45,217人 ・イベント来館者数 5,616人 ・相談件数 927件	市内6センターで子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座等を実施している。令和4年度は延べ51,760人の来館があった。 ・自由来館者数 45,217人 ・イベント来館者数 5,616人 ・相談件数 927件	子育て中の保護者が自由に集え、繋がる場を提供し、子育てに関する情報交換やお互いに相談しあうことのできる環境を作り出した。新型コロナウイルス感染症防止対策のため利用制限を継続しながら運営した。	A	A	A	A	地域の身近な子育て支援拠点として、子育てに関する学習や子育てに関する「学び」「育ち」の場を提供するとともに、情報提供や相談業務などの利用を促進し、子育て支援関係者との連携を図る。	

施策の実施状況

基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

基本方針 (1) あらゆる暴力の防止と根絶

▲推進項目① DV対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
				取組状況・実績数値					評価			
1	DVに関する正しい知識の普及啓発	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等において、DVに関する正しい理解を進める広報・啓発を行います。	人権啓発センター	女性に対する暴力をなくす運動推進期間(11/12～25)にバーブルリボン運動を実施した。 ・市民プラザ及び氷上住民センターにバーブルリボンツリー等の設置 ・バーブルリボンの配布 ・市の公共施設の女性トイレに「DV相談ナビ」カードを設置 ・バーブルライトアップ(丹波ゆめタウン) ・図書企画展示・講座の開催(11/23) ・国際交流協会のLINEで外国人への通知 ・DV対策推進委員会を年4回(6、8、11、2月)開催した。 ・DV対策行内連携会議を年3回(7、1、2月)開催した。 出席職員数：7月…12課(セカ-) 23人 " 1月…12課(セカ-) 23人 ・市内連携会議にて、DV対策基本計画の推進について説明を行うとともに、DV等支援措置対象者への対応について協議を行った。また、研修によりDV被害者支援に対する知識を深めることができた。 2月 出席者33人 ・他市配属センターとの連携 5件	女性に対する暴力防止について意識啓発を図ることができた。また、リプロダクティブヘルス/ライツという観点からDV防止に向けた講座を開催することができた。	B	A	A	A	A	性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることがないよう、DVやデートDV防止に關する啓発を行う。また、DV防止に向けた取組を市民とともに啓発できる方法を検討する。	
2	丹波市DV対策基本計画の推進	「丹波市DV対策基本計画」の推進にあたり、市内の関係機関が連携し各種施策に取り組みむとともに、県や近隣市町、関係機関等とも相互に連携・協力して推進します。	配偶者暴力相談支援センター	・令和4年度で第2次DV対策基本計画の計画期間が終了することから、DV対策推進委員会の答申を受け、第3次DV対策基本計画を策定した。	・第3次計画を推進していくために、市内関係機関の取組状況を年1回集約し、計画の進行状況の点検・評価を行う。 ・市内関係機関の計画の進行状況の点検・評価の結果をDV対策推進委員会で報告して助言・指導を受け、市内関係機関の取組の見直しに反映させる。	A	A	A	A	A	・第3次計画を推進していくために、市内関係機関の取組状況を年1回集約し、計画の進行状況の点検・評価を行う。 ・市内関係機関の計画の進行状況の点検・評価の結果をDV対策推進委員会で報告して助言・指導を受け、市内関係機関の取組の見直しに反映させる。	
3	DVに関する相談窓口体制の強化	DV被害者の相談窓口として、迅速に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて調整を進めます。	配偶者暴力相談支援センター	・令和2年度、DV相談支援センター開設することができた。以後、専門の婦人相談員が相談に応じた。 ・相談員等の専門性を高めるため、国・県・各種団体が主催する研修に積極的に参加した。 (16回、うちオンライン研修5回)	・新規相談及び継続相談案件に対応し、現状把握や改善等が図れた。 ・センター開設時より、証拠の発行が可能になり、明書の発行が可能になり、手続きが迅速に行えた。	B	A	A	A	A	・DV相談支援センターが、DV被害者の相談窓口として認知され安心して相談してもらえるよう、関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。	
		DV被害者からの相談を含め、警察等と連携し、被害者の安全確保を第一に一時保護等適切な支援を行います。また、母子生活支援施設入所等、自立に向けて必要な支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター	・新規相談件数26件のうち警察との連携は3件(延滞検回数10回) ・一時保護件数 0件	DV被害者の安全を第一に考え、支援することができた。	A	A	A	A	A	・DV被害者の安全を確保するため、関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。 ・DV被害者の心情に寄り添いながら自立に向けた支援を継続して行う。	

(▲推進項目① DV対策の推進) の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度				今後の方向性			
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	評価
4	学校におけるDV防止の啓発	思春期保健事業を通じて、中学生を対象にデートDVについての理解を深める啓発を行います。	健康課	市内中学校6校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発した。具体的に考えられるようグループワークも取り入れている。	生徒の事後感想文には、自分も相手も大事にしたいといったような記載があった。	B	B	B	B	B	全中学校で実施できるよう、学校へ働きかける。
				「講演会」または「授業」により、デートDV学習を7校中6校が実施できたが、コロナ関連により、計画はしていたが、中止となった学校もあった。 【R2～R4調査】中学3年生が、中学校の3年間で、デートDVの授業により学習した生徒の割合84%	授業での学習は、内閣府資料、県教委資料等を活用し、取組を進めている。講演会においても、話を聞くだけでなく、事前説明や意見交流をとまなう事後指導を行い、学習に取り組んでいる。	B	B	B	B	B	講演会や集会等だけでなく、人権教育資料やDV防止啓発パンフレット、関連ホームページ及び、他校の授業内容や活用資料について情報が得られるよう周知に努める。

▲推進項目② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度				今後の方向性			
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	評価
1	各種ハラスメント防止に向けた啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター	・FM805たんばにおいて「職場と人権」をテーマにバワハラ防止の定義や対処法について放送した。 ・「職場と人権」について記事を掲載した啓発冊子「きずな」を市内250事業所へ送付した。 ・職場における人権学習に講師を派遣する制度を活用し、働き方やハラスメント等職場における人権について学んだ事業所が1事業所あった。(令和3年度：3事業所)	ラジオ放送や事業所への広報紙配布など、幅広く啓発活動を行うことができた。	B	B	A	A	A	令和4年4月からバワハラ防止法が全事業所に義務化されている。広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行う。

▲推進項目③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4 年度		今後の方向性					
				取組状況・実績数値	成果	H30	R1	R2	R3	R4	
1	障がい者虐待防止の推進	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課	障がい者虐待の被害者に対し、面談や電話による相談業務（対応）を行い、迅速な対応に加え、適切な情報の提供や支援を行った。	障がい者虐待の被害者に対し、速やかに対応した。	B	B	B	B	B	障がい者虐待対応について、速やかに事案の対応を行うとともに、以後の虐待事案対応が定着する体制を確保する。
2	高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のために相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課	年1回開催をしている虐待対策地域連絡会は感染拡大の影響で中止した。令和4年度は通達したものが14件であった。令和4年度は通報件数46件のうち、虐待認定が17件であり、虐待疑いの判断・対応には詳細な情報収集や分析が求められるため、地域包括支援センターの虐待担当職員との初動期対応に関する研修を開催するとともに、居宅介護支援専門員向けの高齢者虐待に関する研修を開催し、専門職の虐待に他する意識向上を図った。	地域包括支援センターの対応力向上を図れたことに加え、虐待の通報者として1番多い介護支援専門員に対する研修が実施された。実施後、居宅介護支援専門員より「これは虐待にあたるかもしれない」という相談が圏域の地域包括支援センターに入ることが増加した。	B	B	B	B	B	令和5年度に厚生労働省から高齢者虐待に関するマニュアルの改訂が示されており、それに伴った丹波市の虐待対応マニュアルを見直すこととしている。また、権利擁護支援センターの設置を見据えた、高齢者の権利擁護支援の体制の在り方についても、見直しを進める。
3	児童虐待防止の推進	家庭児童相談員を設置し、川西こども家庭センターや児童福祉関係者などとの連携を図り、育児不安などの身近な子育て相談に対し、個々の子どもや家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。	社会福祉課	児童虐待と連携を図り、養育不安のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。 ・新規相談件数 99件 ・相談及び関係機関連携延滞件数 1,764件	新規及び継続相談案件に対応し、現状把握や改善等が図れた。	A	A	A	A	A	更に専門性の向上が必要となる。研修に積極的に取り組むとともに、専門職員の配置を継続させ、関係機関との連携と家庭等への援助強化を行う。
	児童虐待防止の推進	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護に努め、関係機関との連携、情報の共有と支援を行います。また、虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るため、あらゆる機会を通じて広報・啓蒙を行います。	社会福祉課	8月・2月に実務者会議、随時、ケース会議等を開催し、情報共有と支援を行った。また、相談機関リーフレット500部、児童・家庭へのミニカード8,700枚を作成し、学校・子ども園等に配布した。11月の児童虐待防止推進月間には、FM805放送、市広報紙掲載、ポスター・チラシののぼり旗の掲示を行った。	関係機関との連携強化、児童虐待に対する認知度向上、相談機関の周知が図れた。	A	A	A	A	A	関係機関に連携の必要性について理解を深めるための働きかけを行うとともに、あらゆる機会に広報・啓蒙を行う。また、効果的な啓蒙方法の検討を行う。

■基本方針(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備
 ■推進項目① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度		R 1 R 2 R 3 R 4					今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
1	地域で支える介護支援の充実	地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護だけでなく、高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつながる等との総合相談・支援を行います。	介護保険課	各ケースについて、月1回ほどのスクリーニング会議を実施し、対応について協議を行い、適切な関係機関につなぐ関係機関と一線に問題解決に向けて取り組んだ。また、専門職でのミーティングを毎日行い、相談内容の共有、協議を重ねた。	地域の見守りネットワーク事業について、新規協力事業所との協定締結を行い見守り活動の強化を行った。(新規:6件)9月を認知症普及啓発月間と位置づけ、ゆめタウン、美術館、道の駅おばあちゃんの里でオレンジャー・トリアップ活動を行った。さらに、ゆめタウンとコモレの店舗前において、チラシと啓発グッズ(除菌ティッシュ)を配布し、約500名に認知症についての普及啓発活動を行った。	B	B	B	B	B	圏域の地域包括支援センターの職員と共に基幹型地域包括支援センターの職員も研修でスキルアップを図り、多様な相談に対応していく。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスと施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。	介護保険課	市内の居宅支援事業所に対して、ケアプランの作成に必要な23項目がプランに反映しているかケアプラン点検を行った。外協講師によるケアプラン作成に係る研修を開催し、全34事業所中27事業所の参加があった。	介護サービスを行う上で、ケアプランは要となるものであり、点検や研修を行うことで、今後のケアプランに反映していく。	B	A	B	B	B	ケアプラン点検や、研修を行うことによりケアプランの質を向上させ、介護サービスに繋げていく。介護給付の算出を確認し、事業所に照会を行い介護給付の適正化を図っていく。
3	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	障がい者施策の円滑かつ着実な推進を図るため、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。	障がい福祉課	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、進捗状況の管理を行い、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図った。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況の管理を行い、障害福祉サービス、地域生活支援事業を実施した。	B	B	B	B	B	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けた現状分析や課題の整理を行い、新たな目標設定を行い、今後の方向性を示す。
4	障害者差別解消法の理解・啓発の推進	障害者差別のない社会を目指して、障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めます。	障がい福祉課	障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めた。(ホームページ掲載、パンフレット配布等)合理的配慮提供事業補助(5件)	自治会委員会などを通じ、啓発活動を行った。	B	B	B	B	B	今後も障害者差別解消法の積極的な普及・啓発を行う。
5	手話施策推進方針の推進	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作ることで、すべての市民が社会参加できる丹波市を目指します。	障がい福祉課	手話への理解啓発のため、手話の動画配信や市広報を通じ、市民周知を行った。	手話動画の配信や市広報への情報掲載、手話教室実施により手話啓発を積極的に行った。	A	B	B	B	B	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作るため、手話教室の開催や広報での記事掲載、また動画配信により手話を身近に感じる機会と意識を創出する。

■推進項目② ひとり親家庭等への支援の充実

施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
施策 NO										
1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人への経済的支援として児童扶養手当を支給します。	社会福祉課	児童の父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方（資格要件あり） 定時給：奇数月 臨時給：偶数月（転出等） 支給延人数：7,450名 支給総額：190,472千円	支給対象者に対し、経済的支援を行うことができた。	A	A	A	A	法定事務として制度に基づき取り組み。
		ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課	県・市・市の3層構造により医療費給付を行っている。 ・受給者数：598名 ・医療費：7,345千円 ・医療費給付額：20,490,047円 (R4母子医療費振替表、人員報告より)	県基準超過分も市独自の所得基準を設けることにより、より多くのひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう経済的な支援ができた。	A	A	A	A	経済的負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう引き続き支援に取り組む。
2	ひとり親家庭の自立・生活支援	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学校生を対象に奨学金を給付します。	教育総務課	就学援助認定者（延べ人数）計509人 小学校：児童保護 324人 要保護 182人 中学校：児童保護 182人 奨学金給付 25人	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、経済的支援を行うことができた。	B	A	A	A	学校と連携して制度周知に努め、ひとり親家庭等の経済的な理由で就学が困難な家庭が安心して教育を受けられるよう引き続き支援を継続する。
		母子父子自立支援員による養育費相談、就労支援、福祉資金貸付、生活、教育など生活全般に関する相談を実施します。	社会福祉課	児童扶養手当認定者への周知を行った 延べ相談回数 185件 離婚時相談延べ件数 14件 公正証書等作成補助 3件 53,450円	母子父子自立支援員の配置により、専門的に相談を受けることができた。 養育費確保の必要性の周知及び補助をすることにより、経済的支援が図れた。	A	A	A	A	母子・父子自立支援員を中心に相談業務の安定と充実を図る。
		ひとり親家庭の母又は父が、経済的に自立に効果の高い資格を取得するために養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金（上限3年）を支給し、生活費の負担を軽減します。	社会福祉課	児童扶養手当認定者への制度周知を行った。 訓練促進給付金支給対象者1名（看護師） 支給総額 1,351,000円	資格取得に向けた経済的支援を行うことができた。	A	A	A	A	より生活の安定に資する資格取得のための生活費の支援であるため、修学にかかると本人の意思と生計を保ちながら継続できる環境等が必要である。ひとり親の安定した就労のために、国の支援策として引き続き取り組む。
		ひとり親家庭の母又は父が就職に必要な技能を身につけるための講座を受講する場合に、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。	社会福祉課	児童扶養手当認定者への制度周知を行った。（給付実績なし）	就労に必要な技能の習得に向けた経済的支援について周知できた。 受講希望者には、受講までの相談や支援を行い、受講につなげた。	B	B	A	A	就労のきっかけとして、就労に役立つ資格取得の支援を行っているが、対象となる教育訓練講座が望む職種にない場合もある。ひとり親の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合の費用の軽減を図るため、給付金を支給します。	社会福祉課	児童扶養手当認定者への制度周知を行った（給付実績なし）	利用実績はないものの、制度周知を行い制度利用がでる体制を整えている。	B	B	B	B	ひとり親及びその児童の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		18歳未満の子どもの養育している母子家庭等において、母子とも自立した生活を送ることが困難な場合、母子生活支援施設への入所により、生活の安定を図るための相談・指導を進め、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課	利用実績なし	母子の生活の安定を図るための母子支援施設への入所について周知できた。	A	A	A	B	母子の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		経済的理由により、入院助産を受けることが困難である妊産婦について、助産施設への入所により、安心・安全な分娩への支援を行います。	社会福祉課	利用実績なし	支援が必要になった際に受け入れがでる体制を整えている。	B	B	B	B	経済的理由により相談があった際には、関係機関と連携し適切な支援を行う。

■推進項目③ 各種相談体制の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値	成果	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
	介護に関する相談支援体制の充実	もの忘れ等が気になる方や、介護で悩んでいる家族を対象に、高齢者こころの医療相談を開催します。	介護保険課	実施9回、相談件数19件、相談者29名。医師の体調不良及び相談がなかったため、7月11月、1月は開催を中止した。丹波認知症疾患医療センターの専門医と相談員が相談を受ける。自身の認知症を心配してこられるケースやご家族がご本人のことを心配されて来られる。専門医療機関の受診の前段階で相談に来られることも多い。	専門医からの見立てを聞いたうえで、専門医療機関で鑑別診断を受けられ、介護保険の申請等につなげられている。症状に合った具体的な対応方法などの助言を受けられ、今後の生活のイメージができ、満足度も高い。	B	B	B	B	B	ご本人が専門医療機関の受診の必要性を感じていない場合や受診を拒否する場合などは、専門医から対応や受診の方法など具体的な助言を受けている。ご本人からの相談が増えることで安心され、専門医に相談ができることで安心して後にも継続する。
1		認知症の家族を抱え、介護について悩んでいる方を対象に、認知症介護者相談を開催します。	介護保険課	令和元年度まで事業を廃止している。		C	C	-	-	-	
		認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、認知症介護者のつどい「ほっと」を開催します。	介護保険課	実施11回、延べ43名の参加。豪雪のため1月は開催を中止した。現在、介護員ただ中の人や介護経験者が参加されている。認知症当事者の介護から離れて、介護に苦慮していることや悩んでいるを打ち明けてもらってほしいとされている。介護者同士でかきこそ自分から合える時間として心待ちにしている。	毎月、この場所で開催されている。介護者さん、近況を伝えあって再会を喜ばれている。新しい顔ぶれの方も介護経験者等から介護のアドバイスを受けたり互いの心遣いを話し合える場所となっている。今後も市内3箇所を輪番で開催し、介護者支援を行ないます。また、参加者は横ばいであり交流会以外の内容について肩の力が抜けたり、気持ちに楽になっている。	B	B	B	B	B	いつも顔を合わせている介護者さん、近況を伝えあって再会を喜ばれている。新しい顔ぶれの方も介護経験者等から介護のアドバイスを受けたり互いの心遣いを話し合える場所となっている。今後も市内3箇所を輪番で開催し、介護者支援を行ないます。また、参加者は横ばいであり交流会以外の内容について肩の力が抜けたり、気持ちに楽になっている。
2	高齢者の権利擁護の推進	「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者の消費者被害の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護に向けて、高齢者権利擁護相談を開催します。	介護保険課	高齢者権利擁護相談を年12回のうち、9回開催し、延べ26名来所。 令和4年度は相談類型（重複あり）のうち「成年後見制度」に関する相談が7件と一番多く、次いで「債務整理」3件（その他除く）の順に多かった。その他権利侵害や生活困窮、財産管理等の相談があった。	月に1回の相談日を設けており、法的な専門性のある助言を受けられることから相談やそれに付随する手続きの心配を解消、また判断に対する助言を受け、相談者の安心につながった。	B	B	B	B	B	高齢者の権利擁護の関する法律権、福祉専門職の相談会は継続して実施するが、権利擁護支援センターの設置を見据え実施体制の確立を行う。
3	障がい者相談支援体制の充実	障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や相談窓口を開設するとともに障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課	相談支援事業所を3か所（委託）設置し、一般相談を受けた。 （相談支援事業所） ①医療法人社団 清風会 ②株式会社 ネクステ ③丹波市社会福祉協議会 相談件数 862件	障がい者やその家族から相談を受け、困りごとの解消や障害福祉サービスの利用に向けた支援など、問題解決のための助言、指導により支援を行った。	A	B	B	B	B	相談支援事業所の周知を行い、身近な相談窓口として相談しやすい環境をつくる。
4	女性のための総合的な相談窓口の設置	女性のための様々な悩みに対応する相談窓口を設置し、相談員による助言を行います。また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減のため支援機関の周知に努めます。	人権啓発センター	専門の女性相談員による悩み相談を定期的に実施した。 （1回50分の個人相談、予約制、面談・電話、オンライン） ・相談件数延べ35件	定期的な相談により、相談者の課題が整理され自分らしい生き方や暮らし方ができるようになった。	C	A	A	A	A	課題が明確な人に対応するための悩み相談と女性の孤立を防ぐための居場所の両方から女性を支援する。

■推進項目④ 性的マイノリティに関する理解の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値				R 4年度 評価				今後の方向性
				情報コーナーに性的マイノリティに関連する啓蒙書を備えた。	人権啓発セミナー	性マイノリティについて理解を深めるための講演会を開催する。	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	
1	性的マイノリティについて理解を深めるための学習機会の提供	性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催する。	人権啓発センター	情報コーナーに性的マイノリティに関連する啓蒙書を備えた。	人権啓発セミナー	性マイノリティについて理解を深めるための講演会を開催する。	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学
2	性的マイノリティについて理解を深めるための啓蒙	広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓蒙を行う。	人権啓発センター	FMラジオにおいて、性的マイノリティへの理解を深める情報を発信した。	人権啓発センター	性マイノリティについて理解を深めるための講演会を開催する。	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学
3	性的多様性の尊重	思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓蒙を行います。	健康課	市内中学校6校で性教育を実施した際、性的マイノリティについても説明、啓蒙した。	健康課	性マイノリティについて理解を深めるための講演会を開催する。	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学
		中学校では、性的マイノリティについて理解を深める授業を行います。また、小学校では、一人ひとりの生き方や在り方を尊重し、認め合う心を醸成します。	学校教育課	中学生が多様な性について学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：100%	学校教育課	性マイノリティについて理解を深めるための講演会を開催する。	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学	性的マイノリティについて理解を深めるための学

■基本方針 (3) 生涯にわたる健康づくり支援

■推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値		成果	R 4年度 評価					今後の方向性	
				このころのケア相談：精神科医による相談 5回/年 実人数 31人（延べ44人） 電話相談 83件 （令和3年度） 特定健診実施率30.8% 特定保健指導実施率65.5% 令和4年度はR5年11月頃確定予定だが、特定 健診実施率は37%の予定	このころのケア相談は子供、 発達障害や引きこもりに悩 む親などの医療への受診へ の相談窓口として役割を果 たしている。支援者も専門 医のアドバイスを受けこ とができるので相談が増え ている。電話相談は周囲に 相談しにくい男性や不安が 大きい女性が多い。 特定健診実施率は未受診者 対策により前年度を上回っ た。		H30	R 1	R 2	R 3	R 4		
	健康増進事業の実施	このころの健康相談や各種健康診断・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課			このころのケア相談は子供、発達障害や引きこもりに悩む親などの医療への受診への相談窓口として役割を果たしている。支援者も専門医のアドバイスを受けこ			B	B	B	B	このころのケア相談は、日程が決まっているので相談したいときにできないという者もある。しかし本人の症状に対してどう対応すればよいか、家族や支援者の相談も多い。今後も引き続き相談者の相談を行っている必要がある。機関の啓蒙を行っているためはあらためる機会健診受診を行う。ミルネ健診センター受診者は当日保健指導ができ、指導者が高い傾向であり、効果のある保健指導を実施していく。
1													

■推進項目② 妊娠・出産等に関する支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
1	安心して出産・育児がで きる環境の整備	子育て世代包括支援センターを核 にして、妊娠期から子育て期ま での一貫した健康づくりを支援しま す。	健康課	・妊娠届出時には、保健師又は助産師が全 数面接し、妊娠期から継続した支援を行え るよう担当保健師名を記載した名刺を手渡 している。令和5年2月からは国が創設 した出産子育て応援交付金事業にかかると 走型支援（妊娠7か月ころのアンケート） を開始した。 ・子育て包括支援センター認知度H30:50.6% →R4:77.5%	成果 ・子育て包括支援センター の認知度は徐々に上がって きており、必要時利用した いと回答される方も増加し てきている。（H30:68.8% →R4:77.2%）	B	B	B	B	B	・相談事業を充実していく

■基本方針（4） 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

■推進項目① 男女共同参画の視点をとり入れた防災・防犯対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 4年度 取組状況・実績数値		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	今後の方向性
1	地域防犯活動における男 女共同参画の推進	防犯協会、少年補導員及び地域防犯グ ループにおいて、男女共同参画を進め 効果的な活動に向けた支援を行いま す。	くらしの安 全課	防犯協会員283名のうち女性会員10名。他の 団体については、構成が把握できていな い。	特になし	C	C	C	C	C	防犯活動には危険が伴う固定概念があ る。女性の視点を生かした防犯活動へ の理解を求め、女性委員の推薦につい て自治会等に協議を願う。
		交通指導員の内、女性指導員の占める 割合を増加させ、幼児や高齢者などへ 女性目線のきめ細かい交通安全指導を 行います。	くらしの安 全課	小学校を中心とした交通安全教室を実施す るほか、定期的な街頭立寄を実施した。女 性指導員は、48名中19名と39.5%を占めて いる。	街頭啓発では、やさしい口 調と対応で、子どもや高齢 者の交通事故防止に取り組 むことができた。	A	A	A	A	A	関係団体等と協力、連携を深め、事故 防止に向けて女性目線での意見を積極 的に取り入れる。

(推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進)の続き

施策・取組 NO	内 容	担当課	R 4年度		H30	R 1 R 2 R 3 R 4				今後の方向性
			取組状況・実績数値	成果		評価				
2	女性消防団員の確保に努めるとともに、火災予防啓発活動や初期消火訓練を女性の視点に立ち行います。	くらしの安 全課	・女性消防団員は現在11名在籍。 ・火災予防活動として、毎月広報パトロー ルを実施している。 ・救急救助講習会では消防本部職員とともに 講師を務めることもあった。 ・秋・春の全国火災要望運動期間において は、大規模商業施設での啓発広報や消火 器の使用について指導を行った。	新型コロナウイルス感染症 拡大防止により、広報活動は 縮小した状態ではあった が、広報啓発に真摯に取組 むことができた。	B	B	C	C	B	・引き続き火災予防の啓発と防火思想 の普及に力を注いでいく。 ・消火器の取り扱いだけでなく、消 火栓の指導等、地域住民に対する初期 消火訓練も行っていく。 ・新聞掲載や広報誌等による団員募集 のほか、事業所訪問、個別動員など継 続して取組み、新規女性団員の確保に 努める。
	防災会議や地域組織への女性委員の登 用を促進し、防災に関する施策に多様 な意見が反映されるよう努めます。		地域防災活動における女性 が中心的に参加している状 況ではない。	D	D	D	D	C	丹波市防火会の新規の女性メンバーを 中心に訓練メニューを検討し、実施を 取り組んでいく。	
3	自主防災組織において、男女共同参画 の視点を取り入れた防災活動に積極的 に取り組めます。	くらしの安 全課	防災研修における、特に避難所運営におい ては、クロスロード、HUGなどの研修ツール を通じて、女性視点での避難所整備は必要 である点を強調し、参加者に意識させてい る。	自治会の男性に、女性視点 での避難所運営が必要であ る一定の理解は得られてい ると感じられる。	C	C	C	C	B	引き続き、男女だけでなく、配慮が必 要な人が避難しやすい環境の構築を意 識した研修、訓練を実施していく。
	県が実施する「ひょうご防災リーダー 養成講座」に多くの市民の参画を促 し、男性、女性それぞれの視点を活か し、地域の防災力の強化を図ります。		丹波市防火会に新たに女性 の会員2名が入会。	C	B	D	D	B	女性会員が指導しやすい研修、訓練メ ニューを検討し、実践を進めていく。	
4	地域の生活者の多様なニーズに配慮し た避難所運営に向けて、平常時から男 女共同参画の視点を取り入れた避難所 運営の啓発に取り組めます。	くらしの安 全課	防災研修における、特に避難所運営におい ては、クロスロード、HUGなどの研修ツール を通じて、女性視点での避難所整備は必要 である点を強調し、参加者に意識させてい る。	自治会の男性に、女性視点 での避難所運営が必要であ る一定の理解は得られてい ると感じられる。	B	B	B	C	B	引き続き、男女だけでなく、配慮が必 要な人が避難しやすい環境の構築を意 識した研修、訓練を実施していく。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

【令和4年度 対応状況】

・ 申出件数 0件

第4部 審議会からの意見

(※審議会開催後に掲載)



編集・発行／丹波市まちづくり部人権啓発センター
男女共同参画推進係

お問い合わせ／0795-82-8684 danjyo-center@city.tamba.lg.jp